

行政説明資料

～地域生活支援拠点等について～

厚生労働省
社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課

目 次

1. 都道府県ブロック会議について 2
2. 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について
（地域生活支援拠点等関係） 4
3. 地域生活支援拠点等の経緯 7
4. 好事例集の概要 41
5. 参考資料（必要な機能に係る予算・報酬等について） 50

1. 都道府県ブロック会議について

地域生活支援拠点等の整備促進、
必要な機能の強化・充実のためのブロック会議（目的・ねらい）
【平成30年9月～】 ※各都道府県と厚労省で随時開催

開催目的

- 地域生活支援拠点等の現状の課題や傾向等を都道府県ブロック別に把握し、未整備の自治体の整備促進（底上げ）や好事例自治体の横展開を図りつつ、**第6期障害福祉計画に係る地域生活支援拠点等のあり方を検討**する。

午前の部：事例紹介について

- ねらい → **各事例の現状・課題を参考に、各自の地域生活支援拠点等の今後の整備や必要な機能の強化・充実のために活用できる内容を学ぶ。**



午後の部：意見交換会について

- 各グループにおいて「目指すべき方向性」・「現状」・「課題」・「具体的な対応方策」等を共有し、各自の地域の整備の取組みとの相違点を把握し、今後の整備や必要な機能の構築を図る上で参考にする。
- 意見交換終了後、全てのグループのうち、数グループの各代表者から意見交換の内容を発表いただき、他の地域の取組みを参考に分析・検証を行う。

- ねらい → **各グループの意見交換を踏まえ、顔の見える関係づくりを行い、今後の整備や必要な機能の強化・充実のために相談・調整できる体制を恒久的に構築し、市町村（行政）・事業者・関係機関等の相互の連携（つながり）を緊密な関係にして、地域生活支援拠点等を発展させる。**



2. 平成30年度障害福祉サービス等 報酬改定について (地域生活支援拠点等関係)

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応
- 改正障害者総合支援法等（H28.5成立）により創設された新サービスの報酬・基準を設定
- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.47%

障害者の重度化・高齢化を踏まえた、地域移行・地域生活の支援

1. 重度の障害者への支援を可能とするグループホームの**新たな類型を創設**
2. 一人暮らしの障害者の理解力、生活力等を補うための支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「自立生活援助」の報酬を設定**
3. 地域生活支援拠点等の機能強化
4. 共生型サービスの基準・報酬の設定

医療的ケア児への対応等

1. 人工呼吸器等の使用や、たん吸引などの医療的ケアが必要な障害児が、必要な支援を受けられるよう、**看護職員の配置を評価する加算を創設**
2. 障害児の通所サービスについて、**利用者の状態や事業所のサービス提供時間に応じた評価**を行う
3. 障害児の居宅を訪問して発達支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「居宅訪問型児童発達支援」の報酬を設定**

精神障害者の地域移行の推進

1. 長期に入院する精神障害者の地域移行を進めるため、**グループホームでの受入れに係る加算を創設**
2. 地域移行支援における地域移行実績等の評価
3. 医療観察法対象者等の受入れの促進

就労系のサービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進

1. **一般就労への定着実績等に応じた報酬体系**とする
2. 一般就労に移行した障害者に生活面の支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「就労定着支援」の報酬を設定**

障害福祉サービスの持続可能性の確保

1. 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価
2. 送迎加算の見直し

地域生活支援拠点等の機能強化

- 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。
- 第5期障害福祉計画（平成30年度～32年度）では、平成32年度末までに「各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1カ所の整備」を基本。

※参考：平成29年9月時点における整備状況 42市町村、11圏域
平成29年度末までに整備予定 117市町村、43圏域
(全国：1,718市町村、352 圏域)

【相談機能の強化】

- 特定相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、連携する短期入所への緊急時の受入れの対応を評価。
 - ・ 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回（月4回を限度）等

【緊急時の受入れ・対応の機能の強化】

- 緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件を見直し。
 - ・ 緊急短期入所受入加算（I） 120単位/日 → 180単位/日（利用開始日から7日間を限度）等

【体験の機会・場の機能の強化】

- 日中活動系サービスの体験利用支援加算を引上げ。
 - ・ 体験利用支援加算 300単位/日 → 500単位/日（初日から5日目まで）
+ 50単位/日 ※ 地域生活支援拠点等の場合 等

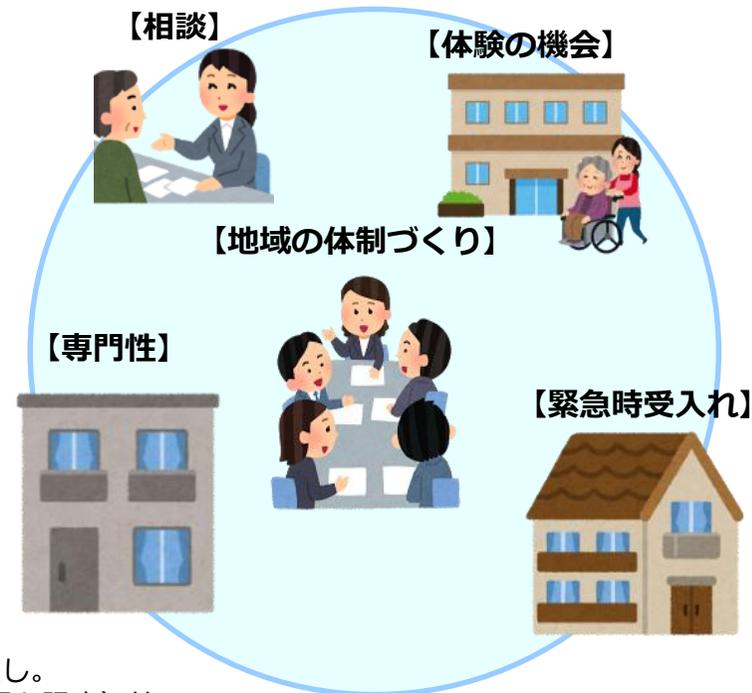
【専門的人材の確保・養成の機能の強化】

- 生活介護に重度障害者支援加算を創設。
 - ・ 重度障害者支援加算 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者の配置 7単位/日（体制加算） 等

【地域の体制づくりの機能の強化】

- 支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応していることを評価。
 - ・ 地域体制強化共同支援加算 2,000単位/月（月1回限度）

地域生活支援拠点等



3. 地域生活支援拠点等の経緯

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための 関係法律の整備に関する法律案に対する**附帯決議**

<平成24年4月18日 衆議院厚生労働委員会>

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 意思疎通支援を行う者の派遣及び養成については、利用者が支援を受けやすくする観点から、窓口は市町村を基本としつつ、市町村及び都道府県の必須事業については、支援が抜け落ちることなく、適切な役割分担がなされるようそれぞれの行う事業を具体的に定めること。
- 二 意思疎通支援を行う者の派遣については、個人利用にとどまらず、複数市町村の居住者が集まる会議での利用など、障害者のニーズに適切に対応できるよう、派遣を行う市町村等への必要な支援を行うこと。
- 三 障害福祉計画の策定に当たっては、中長期的なビジョンを持ちつつ、障害者の地域生活に対する総合的な支援が計画的に行われるよう配慮すること。
- 四 障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住の支援等の在り方について、早急に検討を行うこと。
- 五 難病患者に対する医療、保健、研究、福祉、就労等の総合的な支援施策について、法整備も含め早急に検討し確立すること。
- 六 精神障害者の地域生活を支えるため、住まいの場の整備、医療、福祉を包括したサービスの在り方、精神障害者やその家族が行う相談の在り方等の支援施策について、早急に検討を行うこと。
- 七 障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方の検討と併せて、成年被後見人の政治参加の在り方について、検討を行うこと。
- 八 障害者の就労の支援の在り方については、障害者の一般就労をさらに促進するため、就労移行だけでなく就労定着への支援を着実に実行できるようなサービスの在り方について検討するとともに、一般就労する障害者を受け入れる企業への雇用率達成に向けた厳正な指導を引き続き行うこと。
- 九 障害児・者に対する福祉サービスに係る地方税や都市計画制度の取扱いについて、社会福祉事業の円滑で安定的な運営に資するべく所要の配慮が行われるよう、地方自治体に対し周知する等の措置を講ずること。
- 十 常時介護を要する障害者等に対する支援その他の障害福祉サービスの在り方等の検討に当たっては、国と地方公共団体との役割分担も考慮しつつ、重度訪問介護等、長時間サービスを必要とする者に対して適切な支給決定がなされるよう、市町村に対する支援の在り方についても、十分に検討を行い、その結果に基づいて、所要の措置を講ずること。

<平成24年6月19日 参議院厚生労働委員会>

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 意思疎通支援を行う者の派遣及び養成については、利用者が支援を受けやすくする観点から、窓口は市町村を基本としつつ、適切な役割分担がなされるよう市町村及び都道府県の行う事業を具体的に定めるなど、地域生活支援事業について、市町村及び都道府県に対し、必要なサービスが十分に提供されるための支援を行うこと。
また、意思疎通支援を行う者の派遣については、個人利用にとどまらず、複数市町村の居住者が集まる会議での利用など、障害者のニーズに適切に対応できるよう、派遣を行う市町村等への必要な支援を行うこと。
- 二 障害福祉計画の策定に当たっては、中長期的なビジョンを持ちつつ、障害者の地域生活に対する総合的な支援が計画的に行われるよう配慮すること。
- 三 障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援を更に推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住の支援等の在り方について、早急に検討を行うこと。
- 四 難病患者に対する医療、保健、研究、福祉、就労等の総合的な支援施策について、法整備も含め早急に検討し確立すること。
- 五 精神障害者の地域生活を支えるため、住まいの場の整備、医療、福祉を包括したサービスの在り方、精神障害者やその家族が行う相談の在り方等の支援施策について、早急に検討を行うこと。
- 六 障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方の検討と併せて、成年被後見人の政治参加の在り方について、検討を行うこと。
- 七 障害者の就労の支援の在り方については、障害者の一般就労を更に促進するため、就労移行だけでなく就労定着への支援を着実に実行できるようなサービスの在り方について検討するとともに、一般就労する障害者を受け入れる企業への雇用率達成に向けた厳正な指導を引き続き行うこと。
- 八 障害児・者に対する福祉サービスに係る地方税や都市計画制度の取扱いについて、社会福祉事業の円滑で安定的な運営に資するべく所要の配慮が行われるよう、地方自治体に対し周知する等の措置を講ずること。
- 九 常時介護を要する障害者等に対する支援その他の障害福祉サービスの在り方等の検討に当たっては、国と地方公共団体との役割分担も考慮しつつ、重度訪問介護等、長時間サービスを必要とする者に対して適切な支給決定がなされるよう、市町村に対する支援の在り方についても、十分に検討を行い、その結果に基づいて、所要の措置を講ずること。
- 十 障害者政策委員会の運営に当たっては、関係行政機関の間で十分調整するとともに、障害者政策を幅広い国民の理解を得ながら進めていくという観点から、広く国民各層の声を障害者政策に反映できるよう、公平・中立を旨とすること。

障害者の地域生活の推進に関する検討会 構成員

(平成25年7月26日～10月4日(計7回))

◎:座長 ○:座長代理

飯塚 壽美 公益社団法人全国精神保健福祉会連合会理事

片桐 公彦 特定非営利活動法人
全国地域生活支援ネットワーク事務局長

石橋 吉章 一般社団法人
全国肢体不自由児者父母の会連合会理事

◎佐藤 進 埼玉県立大学名誉教授

市川 宏伸 一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長

篠崎 正義 相模原市健康福祉局長

岩上 洋一 特定非営利活動法人じりつ代表理事

白江 浩 社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国身体障害者施設協議会副会長

江原 良貴 公益社団法人
日本精神科病院協会地域移行推進委員会委員長

田中正博 社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会常務理事

○大塚 晃 上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授

野沢 和弘 毎日新聞論説委員

大友 愛美 特定非営利活動法人ノーマライゼーション
サポートセンターこころりんく東川副理事長

福岡 寿 特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会副代表

大濱 眞 社団法人全国脊髄損傷者連合会副理事長

松上 利男 社会福祉法人北摂杉の子会常務理事

尾上 浩二 特定非営利活動法人
DPI(障害者インターナショナル)日本会議事務局長

光増 昌久 障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会代表

山崎千恵美 公益財団法人日本知的障害者福祉協会理事

(五十音順、敬称略) 9

地域における居住支援に関するニーズについて

- 関係団体からのヒアリングにおいては、障害者の地域生活を支えるために必要な支援・資源について様々な意見が出された。これらを整理すると、おおむね以下のようなニーズが挙げられるのではないかと。

ヒアリングにおいて挙げられたニーズ

- 地域での暮らしの安心感の担保
- 親元からの自立を希望する者に対する支援
- 施設・病院等からの退所・退院等、地域移行の推進
- 医療的ケア、行動障害支援等、専門的な対応を必要とする者への支援
- 医療との連携等、地域資源の活用
- 夜間も利用可能なサービス、緊急対応体制
- 障害特性に応じた施設整備

地域における居住支援に求められる機能について

- これらのニーズから、どのような機能が求められているのかという点について検討すると、おおむね以下のように分類できるのではないか。

求められる機能

- 相談（地域移行、親元からの自立）
- 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- 緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- 専門性（人材の確保・養成、連携）
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）



- ・ 障害者の地域生活の支援については、障害福祉計画等に基づき取組を進めているところ。
- ・ 今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、上記のような機能をさらに強化していく必要がある。
- ・ その際、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの独立等、生活環境が変化する節目を見据えた中長期的視点に立った継続した支援が必要である。

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。

多機能拠点整備型

緊急時の受け入れ

体験の機会・場

相談

グループホーム
障害者支援施設
基幹相談支援センター 等

専門性

地域の体制づくり

必要に応じて連携

障害福祉サービス・在宅医療等

面的整備型

日中活動サービス
事業所

相談支援事業所

専門性

体験の機会・場

地域の体制づくり

コーディネーター

相談

グループホーム
障害者支援施設
基幹相談支援センター

短期入所

緊急時の受け入れ

地域生活支援拠点等の整備例①（多機能拠点整備型）

パターン①: 居住支援のための機能を一つの拠点に集約し、地域の障害者を支援。

専門性

- ・福祉職員に対する各種研修の実施（地域生活支援事業等）
- ・喀痰吸引等研修の現地研修等の場の提供（セーフティネット支援対策等事業）等

地域の体制づくり

- ・コーディネート事業（地域生活支援事業）等

緊急時の受け入れ

- ・緊急短期入所体制確保加算及び緊急短期入所受入加算（短期入所）
- ・居室確保事業（地域生活支援事業）等

体験の機会・場

- ・体験的な利用の評価（共同生活援助）
- ・障害福祉サービスの体験利用加算（日中系サービス、地域移行支援）
- ・体験宿泊加算（地域移行支援）等

相談

- ・計画相談支援
- ・地域移行支援
- ・地域定着支援 等



企画、調整、バックアップ

市町村 等

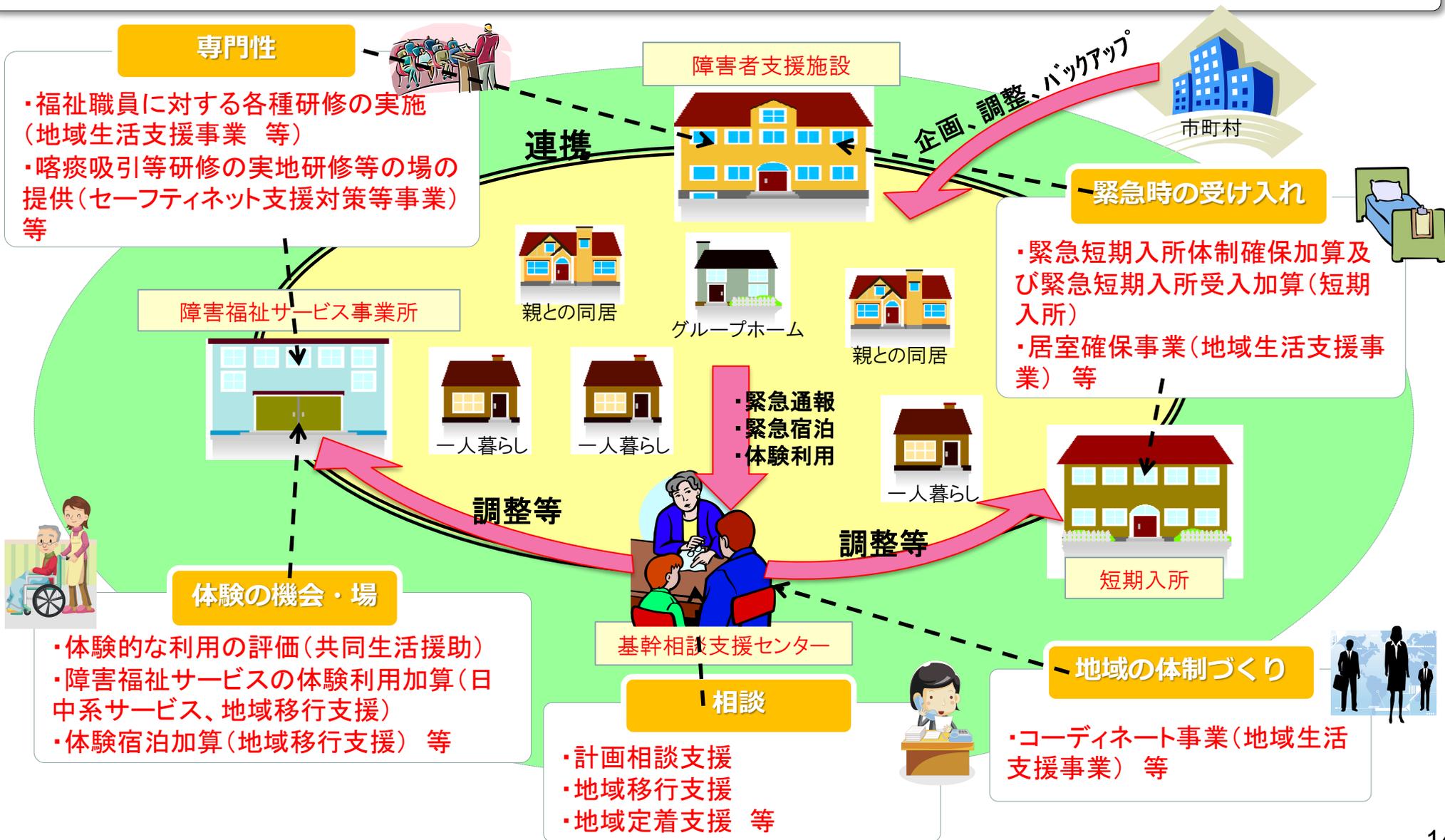
- ・緊急訪問
- ・相談支援

- ・緊急通報
- ・緊急宿泊
- ・体験利用



地域生活支援拠点等の整備例②（面的整備型）

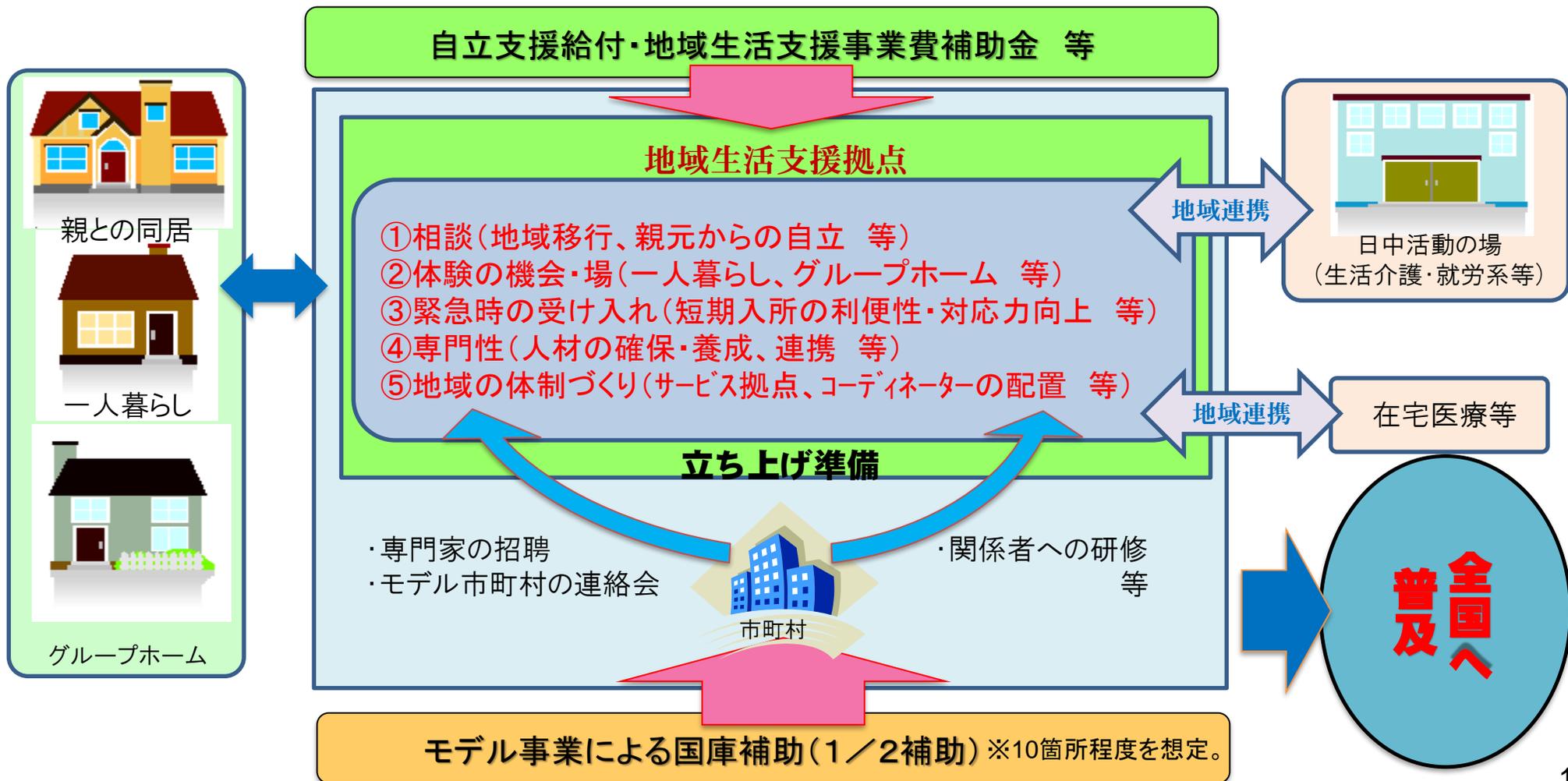
パターン②：地域において、居住支援のための機能を持つ事業所が連携し、地域の障害者を支援。



地域生活支援拠点等整備推進モデル事業

平成27年度予算額
25,000千円

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、①相談②体験の機会・場③緊急時の受け入れ・対応④専門性⑤地域の体制づくりの5つの機能の強化を図ることが求められる。このため、障害児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を積極的に推進していく。



平成27年度 地域生活支援拠点等整備推進モデル事業

厚生労働省 障害保健福祉部



地域生活支援拠点等の整備について

- 障害者及び障害児の入所施設や病院からの地域移行を進めるとともに、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害児者の生活を地域全体で支える体制の構築が急務となっています。
- 地域には、障害児者を支える様々な資源が存在し、これまでも地域の障害福祉計画に基づき整備が進められているところですが、それらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分でなく、効率的・効果的な地域生活支援体制となっていない、重症心身障害、強度行動障害や遷延性意識障害等の支援が難しい障害児者への対応が十分でないとの指摘があります。また、地域で障害児者やその家族が安心して生活するためには、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制の整備が必要であるとの指摘があります。
- このため、障害児者の地域生活支援に必要な緊急対応等ができる機能について、障害者支援施設やグループホーム等への集約や必要な機能を持つ主体の連携等により、障害児者の地域生活を支援する体制の整備を行うため、地域生活支援拠点及び面的な体制の整備を推進していくことが必要です。
- 今般、平成27年度地域生活支援拠点等整備推進モデル事業の実施状況をとりまとめましたので、ご紹介いたします。



地域生活支援拠点等整備推進モデル事業一覧

番号	都道府県	自治体	事業概要
1	栃木県	栃木市	地域一体となった支援体制を構築するために、複数の法人を運営主体とした拠点モデルを整備。 特に、拠点における体験の機会・場の提供や緊急時の受入体制の整備にあたってニーズや地域の課題を検証。
2		佐野市	拠点を担う1つの社会福祉法人と、居住機能や地域支援機能等を持つ3つの社会福祉法人を中心に連携体制を構築。
3	千葉県	野田市	特別養護老人ホームとグループホーム(共同生活援助)を基幹施設とした地域生活支援拠点を整備。
4	東京都	大田区	基幹相談支援センターを中心に、通所施設や緊急一時保護施設等で機能を分担した面的な整備体制を構築。
5		八王子市	市内の障害者支援団体と連携し、地域で生活するために支援を必要とする障害者のニーズを把握し、支援を実施・検討しながら拠点の面的整備を進める。 地域の様々なニーズを調査・検証するとともに、地域生活支援の在り方を研究。
6	新潟県	上越市	緊急時における速やかな相談支援体制の整備と「重度かつ高齢」になった障害者に対する支援のあり方を検討。
7	京都府	京都市	地域における障害者(児)の生活支援を図るため、1箇所の障害者地域生活支援センターにおいて地域生活支援拠点を設置し、土日祝日・年末年始における相談対応を行うとともに、特に緊急時に障害福祉サービスの利用調整の必要の高い方に対して、あらかじめ関係機関の役割分担等を記載した「緊急対応プラン」を作成。
8	山口県	宇部市	ふれグループホーム、おたすけショートステイ、とりあえず相談窓口を活動の中心とする拠点を整備。 拠点も含め、既存の機関、地域支え合い包括それぞれの特徴を活かした面的なネットワークの充実。
9	大分県	大分市	複数法人により地域連携型で各事業所が有するサービスをコーディネートするため、安心コールセンターを設置し、緊急事態に直接的なケアを行うための人的体制を構築する。

地域生活支援拠点等の整備に際しての留意点等について

平成28年8月26日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡

- 平成27年度地域生活支援拠点等整備推進モデル事業(9自治体において実施)の成果を踏まえ、地域生活支援拠点等を整備する上で必要不可欠な観点、留意すべき点等をまとめましたので、参考としていただき、地域の実情に応じた積極的な体制整備をお願いします。(※ 地域の実情により必ずしも全ての事項を網羅する必要はありません。)
- 各自治体における取組の具体例を別紙にお示しますので、併せて参照ください。

1 協議会等の活用

- 協議会等を十分に活用し、どのような支援の拠点等を整備するか、の整備方針を検討することが重要です。

【ポイント】

- (1) 地域の実情に応じたニーズを把握し、課題を共有する。
- (2) 地域分析(アセスメント)にあたって、関係者からのヒアリング、調査等の方法を検討する。
- (3) 関係機関等の連携・緊密化を図るため、事業所間・職種間の信頼関係構築の手法を検討する。

【必要な視点】

- 地域生活支援拠点等が担う必要な機能(①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり)の5つの必要な機能をどのように組み合わせ、どの機能を充実・強化するか、付加する機能の検討も踏まえ、地域においてどのような体制を構築するか、目指すべき拠点等の整備方針を掲げることが必要です。

2 関係者への研修・説明会の開催

- 整備方針を踏まえ、拠点等を運営する上での課題を共有することが重要です。

【ポイント】

- (1) 利用者・家族を取り巻く専門職や地域住民に対して拠点等の意義の説明を行い、課題の共有を行いながら、解決策の提案を受ける。
- (2) 研修会等を通じ、地域の社会資源等の情報共有を図るとともに、関係機関、専門職の役割を認識する。

【必要な視点】

- 障害児者の生活を地域全体で支える核として機能させるためには、拠点等の理解促進・普及啓発を進めるとともに、拠点等に関与する全ての機関、人材の有機的な結びつきを強化することが必要です。

3 地域生活支援拠点等の整備類型、必要な機能の検討・検証

- 拠点等の整備方針、機能が地域の実情に適しているか、課題に対応できるか、十分に検討・検証することが重要です。

【ポイント】

- (1) 多機能拠点型・面的整備型等の整備類型について、地域定着支援等を十分に活用し、地域の実情に応じた機動的な運営が図れる体制かどうか検証する。
- (2) 相談機能の現状、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応を行う体制が十分か、また、専門的な人材の養成・確保のための対策を講じているか、地域の体制づくりのために必要な機能を満たしているか等、随時見直しを行い、拠点としての機能の充実・発展を図る。

【必要な視点】

- 地域の社会資源等を十分に活用し、緊急時の対応を含めた安定的な連絡体制の確保を図るため、中長期的に相談機能をはじめとした必要な機能の見直し、強化を図っていくことが求められます。

1 協議会等の活用

(1) 地域の実情に応じたニーズを把握し、課題を共有する。

- ・ 自立支援協議会内にケアマネ連絡会(相談支援専門員等で組織)を設置し、相談支援業務から得られるニーズや社会資源の整理等を行っている。[上越市]
- ・ モデル事業を実施するにあたり、準備委員会を設置し、自立支援協議会委員も参加いただきながら、障害者(家族)の実態とニーズに関するアンケート調査を通じ、課題の抽出と検討を行った。[宇部市]
- ・ 自立支援協議会で地域の課題を抽出し、拠点等に必要な機能を検討した。その結果、緊急時対応の機能がシステム化されていないことから、優先的に整備することとした。[栃木市]
- ・ 協議会に、現行の委託相談支援事業所や障害福祉サービス事業所の職員から構成される作業部会を設け、直接的に支援している職員間で、地域の障害者の地域生活に必要な支援の具体的な検討を行った。[大分市]

(2) 地域分析(アセスメント)にあたって、関係者からのヒアリング、調査等の方法を検討する。

- ・ 親の会等の障害者団体(8団体)へのヒアリング、緊急短期入所委託先へ事業説明を行い、意見交換を行った。[京都市]
- ・ 5か所の市が委託する相談支援事業所に「地域生活準備サポート要員」を配置し、障害者が地域で日常生活を送るうえでどのような困難なことがあり、どのような支援がなされれば解決するのかを実際に相談などの活動(支援)をしつつ聞き取り調査を行った。ときには福祉関係者や施設やその他の機関などを訪問したり、家族から聴取したり、本人に同行するなどして調査した。また、1件ごとに「電話」「メール」「訪問」など、どのような手段で活動(支援)を行ったか、その活動(支援)にどれくらいの時間を要したのか調査し、記録し、集計してニーズの多寡や傾向などについて検証した。[八王子市]
- ・ 緊急時の現状を把握するため、関係する福祉サービス事業所(相談支援、短期入所、居宅介護)に対して実態調査を実施した。また、体験短期入所事業の中で意見交換を行うことでニーズを確認した。[栃木市]
- ・ 地域生活支援拠点等について求められる機能について、具体的な内容について検討するにあたって、関係団体にヒアリング、アンケートを行った。相談支援事業所から業務を通じて困難に感じていること等の聞き取りを行った。[佐野市]

(3) 関係機関等の連携・緊密化を図るため、事業所間・職種間の信頼関係構築の手法を検討する。

- ・ 緊急時の受け入れ・対応を整備するにあたり、関係する福祉サービス事業所(相談支援、短期入所、居宅介護)で話し合う機会を設け、事業所間の意識の統一を図った。また、緊急時には連携が図れるように違う事業同士でも意見交換を行った。[栃木市]
- ・ 今後のスケジュールとして、平成28年7月から、関係の社会福祉法人や医療法人などの代表者会議を開催し、地域生活支援拠点整備について事業所間などで合意形成を図っていく。[上越市]
- ・ 複数法人による地域連携型で、法人の垣根を越えて、公立・中立性を保持したコールセンターを創設するため、市が管轄する施設を活用する。[大分市]
- ・ 自立支援協議会の地域移行・継続支援部会は、5か所の市委託相談支援事業所職員をはじめ、障害福祉サービス事業所等職員、入所支援施設職員、難病患者支援団体等関係者、精神障害者を支援する機関の職員、精神科病院ソーシャルワーカー、障害当事者、一般公募市民、市職員など様々な機関・関係者が集まり意見の交換を行う場でもあり、今回部会の下にPTとして位置づけた準備委員会にも兼務で出席する委員も多く、地域生活支援拠点整備(準備)のため集まる頻度も高く、現場で得た課題や問題点について検証・検討するなかで、5拠点事業所の職員だけでなく、他事業所、機関等、職種等を問わず信頼関係が構築できた。[八王子市]

2 関係者への研修・説明会の開催

(1)利用者・家族を取り巻く専門職や地域住民に対して拠点等の意義の説明を行い、課題の共有を行いながら、解決策の提案を受ける。

- ・ 地域生活支援拠点等の面的体制整備の中核となる障がい者総合サポートセンターにおいて、「大田区障がい福祉従事者人材育成基本方針」を策定し、方針に基づいた研修等を実施することで、地域における課題を共有した。[大田区]
- ・ 障害者支援学習会を行い、本事業の周知をした。障害者支援学習会は、地域への説明を兼ね公開講座とした。学習会開催を広く周知するため、市広報に掲載したほか、障害福祉関係以外の方や障害当事者の方の参加を促すため、民生委員や高齢者支援機関等、市内の各事業所、特別支援学校などにポスター・チラシを配布し、広く周知することに努めた。学習会の中で、知的、精神障害者の当事者から、日常生活で困っていることやどのような支援があれば良いと感じているか等について直接、参加者に向けて話をしてもらったことも障害者が地域で生活するうえでの課題の共有に役立ったものとする。[八王子市]
- ・ 障害者関係団体を通じ、障害当事者やご家族が日常的に抱える課題と、それらを解決・改善するための方策についてご意見をいただくとともに、障害福祉サービス事業所に対しても、事業所における課題についてご意見をいただきました。[宇部市]
- ・ 専門家を招聘することも検討したが、検討した内容を知ってもらいたい・伝えたいの思いから講演会・シンポジウムを企画、開催。自分たちで、企画することで、機能のありかたについて、より具体的に表現することができた。関係者が一緒になって作り上げることで連携を深めることができた。[佐野市]

(2)研修会等を通じ、地域の社会資源等の情報共有を図るとともに、関係機関、専門職の役割を認識する。

- ・ 専門的人材の確保・養成のための対策として、発達障がいの早期発見・早期療育に併せて、各関係機関が連携して発達段階に応じたサポート体制を作り上げていくため、発達障がい者における専門家の育成を目指した研修を実施した。[野田市]
- ・ 地域生活支援拠点を整備する上で地域の社会資源である医療機関との連携は重要であると考えているが、どのように連携を図っていくかが今後の課題でもある。また、研修会については、強度行動障害や喀痰吸引など専門的な研修等を積極的に実施していく。[上越市]
- ・ 協議会等を通じて、委託相談支援事業所からの情報提供等により、夜間帯の精神障害者への支援の難しさを認識することとなった。[大分市]
- ・ 緊急時の受け入れ・対応には、緊急事態が起こらないために様々な想定しておくことや社会資源の利用の検討等の事前の備えが必要である。それには相談支援専門員が特に大きな役割をもつと考えらえるため、相談支援担当者会議にて繰り返し緊急時対応の支援について検討を行った。[栃木市]

3 地域生活支援拠点等の整備類型、必要な機能の検討・検証

(1)多機能拠点型・面的整備型等の整備類型について、地域定着支援等を十分に活用し、地域の実情に応じた機動的な運営が図れる体制かどうか検証する。

- ・ 区のすでにある資源を適切に把握し、有機的な連携が図れるよう、スーパーバイザー、協議会等を活用し検証した。[大田区]
- ・ 既存の障害者地域生活支援センターに機能付加したことから、「面的整備型」を採用した。[京都市]
- ・ 本市においては多くの事業所が開設されていることに加え、それらをつなぐネットワークづくりもすでに取り組んでいることから、既存の機関の機能を生かしつつ、そこから漏れるニーズに特化した拠点(地域生活支援拠点)を設置し、その拠点を含め分担して機能を担う体制(面的整備)を形成する折衷モデルとして、拠点整備を強化していきます。[宇部市]
- ・ 地域定着支援等を活用しながら、各地域の社会資源等を活用し、面的整備として関係障害福祉事業所間で連携を図っていく。また、地域定着支援の充実(即対応できる支援体制)や地域定着支援をグループホーム利用者にも活用できる仕組みづくりなどの検討も必要であるとする。[上越市]

(2)相談機能の現状、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応を行う体制が十分か、また、専門的な人材の養成・確保のための対策を講じているか、地域の体制づくりのために必要な機能を満たしているか等随時見直しを行い、拠点としての機能の充実・発展を図る。

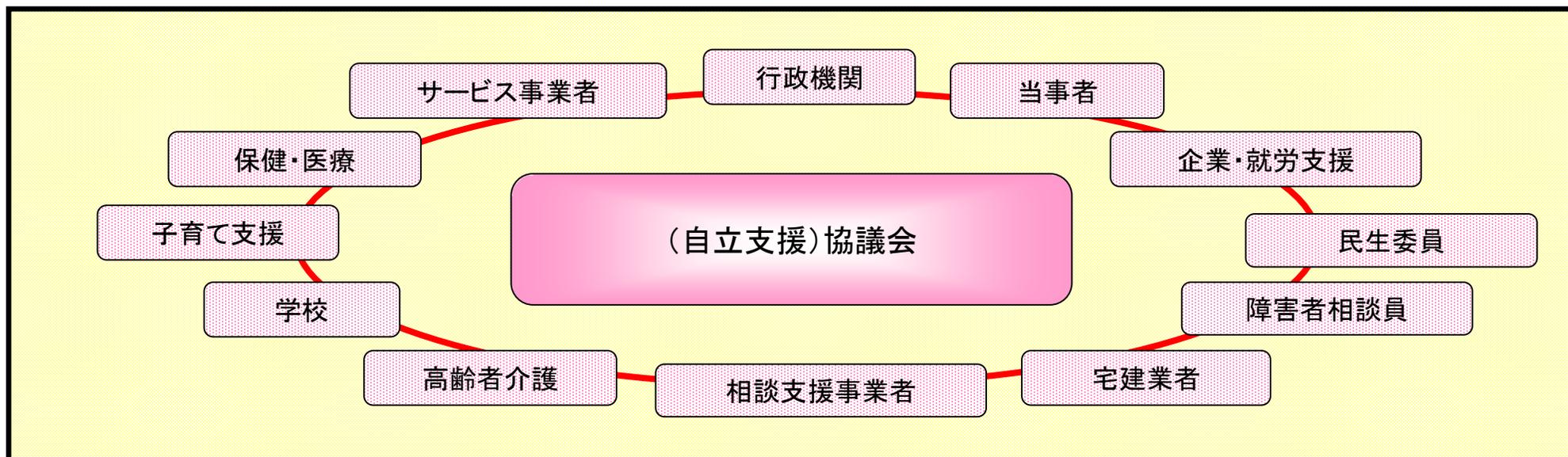
- ・ 平成27年度は主に「相談」と「緊急時の受入」のコーディネートを担当するものとして事業を実施した。[京都市]
- ・ 年度ごとに進捗状況を把握し、平成29年度末において、必要な機能が充たされるよう取り組んでいく。[大田区]
- ・ 既存の地域資源を十分に活用して、中・長期的な視点に立って、無理なく持続可能な地域生活支援体制を構築するため、必要な機能については、運営開始後において、障害者のニーズを的確に把握しながら段階的に整備していくことも視野に入れながら人員体制等の具体的な検討を行っている。[大分市]
- ・ 地域生活支援拠点等の機能について、また、相談事例について、自立支援協議会等で検討を行い、関係機関の役割の理解と適切に連携できる体制をつくり連携を強化することを今後の取り組みの中に盛り込んだ。[佐野市]



(自立支援)協議会の法定化

- (自立支援)協議会は、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていく重要な役割を担っているが、(自立支援)協議会の法律上の位置付けが不明確。
- 障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化。
 - ※ 改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。
- 障害者総合支援法の施行(25年4月)により、自立支援協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者家族の参画を明確化

【(自立支援)協議会を構成する関係者】



市町村の(自立支援)協議会の役割

- 自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。
- 障害者総合支援法の成立等を踏まえ、
 - ・ 委託障害者相談支援事業や基幹相談支援センターの事業実績に関する検証や評価、
 - ・ 指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画等の質の向上を図るための体制や、
 - ・ 地域移行支援・定着支援を効果的に実施するための相談支援事業者、精神科病院、入所施設、保健所や地域の障害福祉サービス事業所等による地域移行のネットワークの強化や、障害福祉サービスの利用の組み合わせによる施設入所者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発の役割強化が必要。
- また、障害者虐待防止法の成立を踏まえ、
 - ・ 地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの強化が必要。
- このため、自立支援協議会はこれらの役割を担う旨通知により明確化。
併せて、市町村は、地域の実情に応じて当該役割を担うための専門部会の設置を検討。

※ 22年改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。

(自立支援)協議会

地域移行部会

サービス等利用計画等
評価部会

権利擁護部会

こども支援部会

就労支援部会

等

重層的な相談支援体制

<第3層>

- c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域(自立支援)協議会

<第2層>

- b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

<第1層>

- a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
 - ・サービス利用支援
 - ・継続サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

地域生活支援拠点等の全国の整備状況について(概要)

※ 障害福祉課調べ

○ 地域生活支援拠点等の全国の整備状況について、平成28年9月1日時点で、22の自治体(障害保健福祉圏域含む)において、整備されている。(全国の自治体数・圏域数:1,741・352)

① 地域生活支援拠点等の整備数について(予定含む)

平成28年9月1日時点	20市町村	2圏域
平成28年度整備予定	8市町村	0圏域
平成29年度整備予定	256市町村	79圏域
未定	938市町村	56圏域

② 整備類型について(予定含む)

多機能拠点型	42市町村	2圏域
面的整備型	235市町村	69圏域
多機能拠点型+面的整備型	26市町村	4圏域
その他	0市町村	0圏域
未定	919市町村	62圏域

(課題等)

※ 整備にあたって、備えるのが困難な機能として、「緊急時の受入・対応」、「専門的人材の養成・確保」が大宗を占めていた。

※ 今後の課題については、主に「地域の社会資源が不足していること、整備・運営に係る財源の確保」等があげられている。

地域生活支援拠点等の整備に向けた取組について

地域生活支援拠点等の整備に関する基本的考え方等

- 地域には、障害児を支える様々な資源が存在し、これまでも各地域の障害福祉計画に基づき整備が進められているところであるが、それらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分でないことから、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要。
- 地域生活支援拠点等については、第4期障害福祉計画の基本指針において、成果目標として、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本。
- この間、各市町村等における拠点等の整備の取組を進めるため、「地域生活支援拠点等の整備推進モデル事業」を実施し、その報告書を全ての自治体に周知するとともに、モデル事業の成果を踏まえた、地域生活支援拠点等の整備に際しての留意点等を通知。また、全国担当者会議を開催し、モデル事業実施自治体の事例発表、意見交換等を実施。
- 平成28年9月時点における拠点等の整備状況を見ると、整備済が20市町村、2圏域。

当該資料P12～P16参照
(⇒平成28年8月26日厚生労働省
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)

成果目標等(案)

- 第5期障害福祉計画の基本指針においては、現在、地域生活支援拠点等の整備が必ずしも進んでいない状況に鑑み、まずは**現行の成果目標を維持すること**としてはどうか。
- その上で、**平成30年度以降の更なる整備促進を図るため、今後、以下のような取組を実施すること**としてはどうか。
 - **基本指針(第三 障害福祉計画の作成に関する事項)を見直し、以下のような視点を盛り込む。**
 - ① 各地域においてどのような体制を構築するか、目指すべき地域生活支援拠点等の整備方針を検討するため、協議会(障害者総合支援法第89条の3に規定する協議会をいう。)等を十分に活用すること。
 - ② 整備方針を踏まえ、地域生活支援拠点等を障害児者の生活を地域全体で支える核として機能させるためには、運営する上での課題を共有し、関係者への研修を行い、拠点等に関与する全ての機関、人材の有機的な結びつきを強化すること。
 - ③ 整備方針や必要な機能が各地域の実情に適しているか、あるいは課題に対応できるかについて、中長期的に必要な機能を見直し、強化を図るため、十分に検討・検証すること。
 - 地域生活支援拠点等の意義の徹底や、運営方法等について記載した**通知を改めて発出。(⇒平成29年7月7日発出)**
 - 地域生活支援拠点等の整備の状況を踏まえた**好事例(優良事例)集の作成、周知。(⇒平成30年9月3日周知)**

【成果目標(案)】 平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

地域生活支援拠点等整備促進のための全国担当者会議 (本日の目的・ねらい) 【平成28年12月12日】

午前の部:事例紹介について

事例1 北海道富良野圏域:既存の障がい福祉サービスの役割を明確にした面的な整備の例

事例2 長野県北信圏域:多機能拠点整備型+面的整備型の両面を併せ持った体制整備の例

事例3 大分県大分市:地域の各種関係機関の連携を重視した面的な整備の例(平成27年度モデル事業実施)

各事例の現状・課題を参考に、各自の地域の今後の整備の取組みのヒントを得る。

午後の部:意見交換会について

- 各グループにおいて「目指すべき方向性」・「現状」・「課題」・「具体的な対応方策」等を共有し、各自の地域の整備の取組みとの相違点を把握し、今後の整備や必要な機能の構築を図る上で参考にする。
- 意見交換終了後、全てのグループから代表して、3グループの各代表者から意見交換の内容を発表いただき、他の地域の取組みを参考に分析・検証を行う。

各グループの意見交換を踏まえ、顔の見える関係づくりを行い、今後の整備において相談できる体制を構築する。



地域生活支援拠点等の全国の整備状況について(平成29年4月1日時点)(概要)

※ 障害福祉課調べ

○ 地域生活支援拠点等の全国の整備状況について、平成29年4月1日時点で、46の自治体(障害保健福祉圏域含む)において、整備されている。(全国の自治体数:1741、圏域数:141)

① 地域生活支援拠点等の整備数について(予定含む)

平成29年4月1日時点で整備済み	37市町村	9圏域
平成29年9月末までに整備予定	5市町村	2圏域
平成29年度末までに整備予定	75市町村	32圏域
平成30年度に整備予定	64市町村	11圏域
未定	1025市町村	87圏域

② 整備類型について(予定含む)

多機能拠点型	25市町村	4圏域
面的整備型	283市町村	85圏域
多機能拠点型+面的整備型	45市町村	3圏域
その他	0市町村	0圏域
未定	853市町村	49圏域

(課題等)

※ 整備にあたって、備えるのが困難な機能として、「緊急時の受入・対応」、「専門的人材の養成・確保」が大宗を占めていた。

※ 今後の課題については、主に「地域の社会資源が不足していること、整備・運営に係る財源の確保」等があげられている。

① 地域生活支援拠点等の整備数について(予定含む)

平成28年9月1日調査			平成29年4月1日調査	
平成28年9月1日時点で整備済み	20市町村 2圏域	+17市町村 + 7 圏域	平成29年4月1日時点で整備済み	37市町村 9圏域
平成28年度に整備予定	8市町村 0圏域		平成29年9月末までに整備予定	5市町村 2圏域
平成29年度に整備予定	256市町村 79圏域	▲181市町村 ▲ 47 圏域	平成29年度末までに整備予定	75市町村 32圏域
未定	938市町村 56圏域	+ 87市町村 + 31 圏域	平成30年度に整備予定	64市町村 11圏域
			未定	1025市町村 87圏域

② 整備類型について(予定含む)

平成28年9月1日調査			平成29年4月1日調査	
多機能拠点型	42市町村 2圏域	▲17市町村 + 2 圏域	多機能拠点型	25市町村 4圏域
面的整備型	235市町村 69圏域	+48市町村 +16 圏域	面的整備型	283市町村 85圏域
多機能拠点型+面的整備型	26市町村 4圏域	+19市町村 ▲ 1 圏域	多機能拠点型+面的整備型	45市町村 3圏域
その他	0市町村 0圏域	±0市町村 ±0 圏域	その他	0市町村 0圏域
未定	919市町村 62圏域	▲66市町村 ▲13 圏域	未定	853市町村 49圏域

地域生活支援拠点等の整備促進について（通知）【骨子】

平成29年7月7日

趣旨

- 地域生活支援拠点等の整備促進を図るため、目的、必要な機能等、市町村・都道府県の責務と役割を周知・徹底する。

整備の目的

- 障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、重度障害にも対応できる専門性を有し、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図る。

必要な機能等

- 5つの機能を集約して、「多機能拠点整備型」、「面的整備型」等、地域の実情に応じた整備を行う。
 - ① 相談 ② 緊急時の受け入れ・対応
 - ③ 体験の機会・場 ④ 専門的人材の確保・養成
 - ⑤ 地域の体制づくり
- ※ 地域の実情を踏まえ、必要な機能やその機能の内容の充足の程度については、市町村が判断する。
- ※ 緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。
- ※ 地域の実情に応じた機能の付加も可能。

運営上の留意点

- 個別事例を積み重ね、地域の共通課題を捉え、地域づくりのために活用することが重要である。
- 必要な機能が適切に実施されているかどうか、定期的には必要な時に、運営に必要な機能の実施状況を把握しなければならない。

市町村・都道府県の責務と役割

【整備に向けた取組】

- 地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行い、積極的な整備を進める必要がある。
- 拠点等の整備については、必要な機能等の実効性の担保等により市町村が総合的に判断する。（拠点等の整備時期を明確にしておくことが必要）

【必要な機能の充実・強化】

- 地域の課題や目標を共有しながら、相互に連携する効果的な取組を推進していくこと。
- 効果的な運営の継続
 - ・ 市町村の定期的な評価
 - ・ 拠点等の取組情報の公表（普及・啓発）

【都道府県の役割】

- 都道府県は、拠点等の整備、運営に関する研修会等を開催し、管内市町村における好事例（優良事例）の紹介、また、現状や課題等を把握し、共有するなど後方的かつ継続的な支援を図る。

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

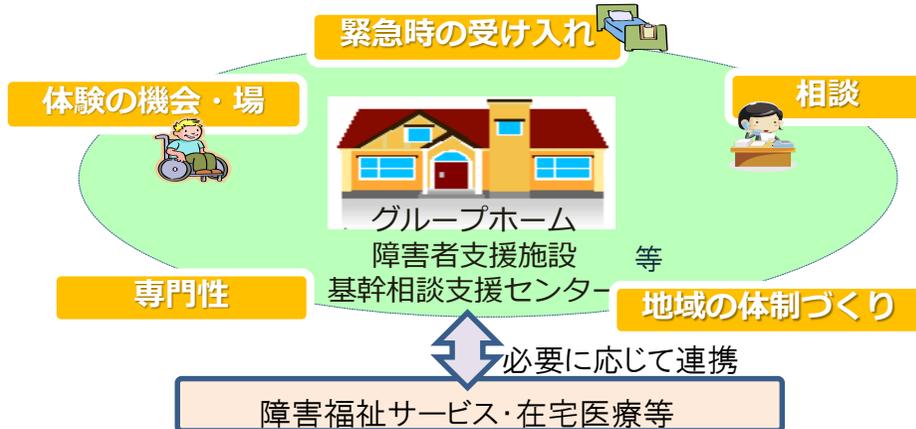
●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。

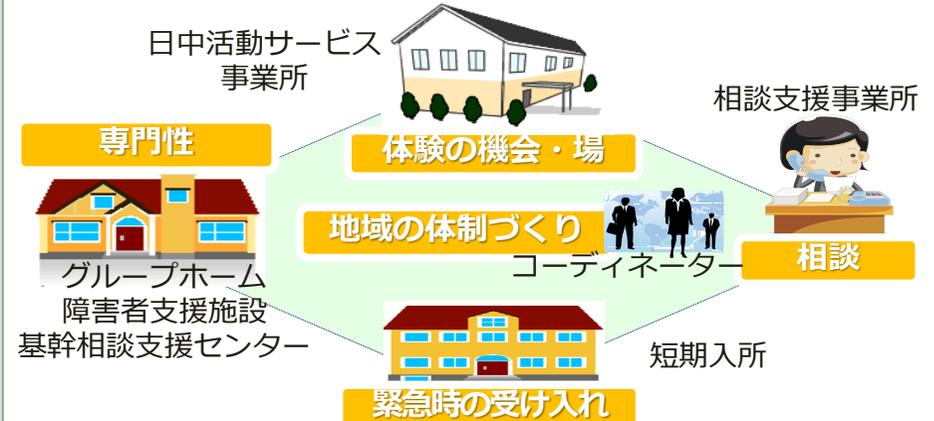
市町村(圏域)

- ① 支援者の協力体制の確保・連携 ② 拠点等における課題等の把握・活用 ③ 必要な機能の実施状況の把握

多機能拠点整備型



面的整備型



バックアップ

都道府県

- ・ 整備、運営に関する研修会等の開催
- ・ 管内市町村の好事例(優良事例)の紹介
- ・ 現状や課題等を把握、共有

地域生活支援拠点等の全国の整備状況について(平成30年4月1日時点)(概要)

※ 障害福祉課調べ

○ 地域生活支援拠点等の全国の整備状況について、平成30年4月1日時点で、119の自治体(障害保健福祉圏域含む)において、整備されている。(全国の自治体数:1741、圏域数:189)

① 地域生活支援拠点等の整備数について(予定含む)

平成30年4月1日時点で整備済み	89市町村	30圏域(圏域の市町村数:144市町村)
平成30年9月末までに整備予定	8市町村	2圏域(圏域の市町村数:5市町村)
平成30年度末までに整備予定	37市町村	6圏域(圏域の市町村数:22市町村)
平成31年度に整備予定	44市町村	6圏域(圏域の市町村数:19市町村)
平成32年度に整備予定	503市町村	120圏域(圏域の市町村数:449市町村)
その他	347市町村	25圏域(圏域の市町村数:74市町村)

② 整備類型について(予定含む)

多機能拠点型	39市町村	3圏域(圏域の市町村数:10市町村)
面的整備型	371市町村	109圏域(圏域の市町村数:409市町村)
多機能拠点型+面的整備型	56市町村	9圏域(圏域の市町村数:48市町村)
その他	2市町村	0圏域(圏域の市町村数:0市町村)
未定	560市町村	68圏域(圏域の市町村数:247市町村)

(課題等)

※ 整備にあたって、備えるのが困難な機能として、「緊急時の受入・対応」、「専門的人材の養成・確保」が大宗を占めていた。

※ 今後の課題については、主に「地域の社会資源が不足していること、整備・運営に係る財源の確保」等があげられている。

① 地域生活支援拠点等の整備数について(予定含む)

平成29年4月1日調査	
平成29年4月1日時点で整備済み	37市町村 9圏域
平成29年9月末までに整備予定	5市町村 2圏域
平成29年度末までに整備予定	75市町村 32圏域
平成30年度に整備予定	64市町村 11圏域
未定	1025市町村 87圏域

+ 52 市町村
+ 21 圏域

▲ 27 市町村
▲ 5 圏域

▲ 678市町村
▲ 62 圏域

平成30年4月1日調査	
平成30年4月1日時点で整備済み	89市町村 30圏域
平成30年9月末までに整備予定	8市町村 2圏域
平成30年度末までに整備予定	37市町村 6圏域
平成31年度に整備予定	44市町村 6圏域
平成32年度に整備予定	503市町村 120圏域
その他	347市町村 25圏域

② 整備類型について(予定含む)

平成29年4月1日調査	
多機能拠点型	25市町村 4圏域
面的整備型	283市町村 85圏域
多機能拠点型+面的整備型	45市町村 3圏域
その他	0市町村 0圏域
未定	853市町村 49圏域

+ 14 市町村
▲ 1 圏域

+ 88 市町村
+ 24 圏域

+ 11 市町村
+ 6 圏域

+ 2 市町村
± 0 圏域

▲ 293 市町村
+ 19 圏域

平成30年4月1日調査	
多機能拠点型	39市町村 3圏域
面的整備型	371市町村 109圏域
多機能拠点型+面的整備型	56市町村 9圏域
その他	2市町村 0圏域
未定	560市町村 68圏域

障害者総合支援法施行3年後の見直しについて

～社会保障審議会 障害者部会 報告書～(平成27年12月14日) <抜粋>

II 基本的な考え方

1. 新たな地域生活の展開

(1) 本人が望む地域生活の実現

- 地域での暮らしが可能な障害者が安心して地域生活を開始・継続できるよう、**地域生活を支援する拠点の整備を進める**とともに、本人の意思を尊重した地域生活を支援するための方策や重度障害者に対応したグループホームの位置付け等について、対応を行う必要がある。

III 各論点について

1. 常時介護を要する障害者等に対する支援について

(2) 今後の取組

(地域生活を支援する拠点)

- 「常時介護を要する者」であるか否かにかかわらず、地域での暮らしが可能な障害者等が安心して地域生活を開始・継続できるよう、平成27年度に実施している地域生活支援拠点に関するモデル事業の成果も踏まえつつ、地域で生活する障害者等に対し、**地域生活を支援する拠点の整備を推進すべき**である。その際、グループホームにおける重度者への対応の強化、地域生活を支援する新たなサービスとの連携、医療との連携、短期入所による緊急時対応等を総合的に進めることにより、グループホーム、障害者支援施設、基幹相談支援センター等を中心とする拠点の機能の強化を図る必要がある。

7. 精神障害者に対する支援について

(2) 今後の取組

(地域生活を支援する拠点とサービス)

- 精神障害者の地域移行や地域定着を支援するためにも、平成27年度に実施している地域生活支援拠点に関するモデル事業の成果も踏まえつつ、地域で生活する障害者に対し、**地域生活を支援する拠点の整備を推進すべき**である。その際、グループホームにおける重度者への対応の強化、地域生活を支援する新たなサービスとの連携、医療との連携、短期入所による緊急時対応等を総合的に進めることにより、グループホーム、障害者支援施設、基幹相談支援センター等を中心とする拠点の機能の強化を図る必要がある。

8. 高齢の障害者に対する支援の在り方について

(2) 今後の取組

- 地域で生活する高齢障害者等に対し、平成27年度に実施している地域生活支援拠点に関するモデル事業の成果も踏まえつつ、**地域生活を支援する拠点の整備を推進すべき**である。その際、グループホームにおける重度者への対応の強化、地域生活を支援する新たなサービスとの連携、医療との連携、短期入所における緊急時対応等を総合的に進めることにより、グループホーム、障害者支援施設、基幹相談支援センター等を中心とする拠点の機能の強化を図る必要がある。

I 第4次障害者基本計画とは

【位置付け】 **政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画**（障害者基本法第11条に基づき策定）

【計画期間】 **平成30(2018)年度からの5年間**

【検討経緯】 障害者政策委員会（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会）での1年以上にわたる審議を経て、平成30年2月に取りまとめられた**障害者政策委員会の意見に即して、政府で基本計画案を作成**

II 基本理念（計画の目的）

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき**社会のあらゆる活動に参加し**、その**能力を最大限発揮して自己実現**できるよう支援

III 基本的方向

1. **2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進**

- 社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ(*)向上の視点を取り入れていく
(*) アクセシビリティ: 施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。
- アクセシビリティに配慮したICT等の新技術を積極的に導入

2. **障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保**

(*) 障害者権利条約: 我が国は平成26年に批准。障害当事者の主体的な参画等を理念とする。

- 障害者施策の意思決定過程における障害者の参画、障害者本人による意思決定の支援

3. **障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進**

- 障害者差別解消法の実効性確保のため、各分野でハード・ソフト両面から差別解消に向けた環境整備を着実に推進

4. **着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実**

IV 総論の主な内容

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障害のある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進

V 各論の主な内容

1. 安全・安心な生活環境の整備

- 安全に安心して生活できる住環境の整備
 - ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給促進
- 移動しやすい環境の整備
 - ・公共交通機関のバリアフリー化（ホームドア等）
- 障害者に配慮したまちづくりの推進
 - ・ICTを活用した歩行者移動支援

2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- 障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及
 - ・聴覚障害者向け電話リレーサービスの体制構築
- 意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進
 - ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣

3. 防災、防犯等の推進

- 災害発生時における障害特性に配慮した支援
 - ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保
 - ・音声によらない119番通報、障害特性に配慮した災害時の情報伝達体制
- 防犯対策や消費者トラブル防止の推進
 - ・Eメール等での110番通報、障害特性に配慮した消費者相談
 - ・障害者支援施設の安全体制確保

4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- 社会のあらゆる場面における障害者差別の解消
 - ・障害者にも配慮した施設整備やサービス・情報提供等の一層の促進
 - ・障害者差別解消に係る地域協議会の設置促進
- 障害者虐待の防止、障害者の権利擁護
 - ・相談支援専門員等による障害者虐待の未然防止

第4次障害者基本計画 概要

5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- 本人の決定を尊重する意思決定支援の実施
- 身近な地域で相談支援を受けられる体制の構築
 - ・障害種別や年齢、性別等に対応した相談支援
 - ・発達障害者等へのピアサポートの推進
- 地域生活への移行の支援
 - ・一人暮らしを支える「自立生活援助」サービスの導入
- 障害のある子供への支援の充実
 - ・医療的ケアが必要な障害児への包括的支援
- 身体障害者補助犬の普及促進、福祉用具等の普及促進・研究開発
- 障害福祉サービスの質の向上、人材の育成・確保

6. 保健・医療の推進

- 精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消
 - ・退院後の精神障害者の支援
- 地域医療体制
 - ・身近な地域で医療、リハビリを受けられる体制の充実
- 研究開発等の推進
 - ・最新技術を活用した自立支援機器の開発
 - ・難病治療法の研究開発

7. 行政等における配慮の充実

- 司法手続や選挙における合理的配慮の提供等
 - ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実
- アクセシビリティに配慮した行政情報の提供
 - ・行政機関の窓口での配慮
 - ・ウェブサイトにおけるキーボード操作対応や動画への字幕・音声解説の付与等の配慮

8. 雇用・就業、経済的自立の支援

- 総合的な就労支援
 - ・雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援
 - ・精神障害者の雇用促進、就労定着支援による職場定着の推進
- 多様な就業機会の確保
 - ・テレワーク等の柔軟な働き方の推進
 - ・福祉的就労の質の向上・底上げ（工賃向上）
 - ・農業分野の就労支援

9. 教育の振興

- 誰もが可能な限り共に教育を受けられる仕組みの整備
 - ・個別の指導計画・教育支援計画の活用を通じた全ての学校における特別支援教育の充実
- 障害のある学生の支援
 - ・各大学での支援部署の設置、支援人材の養成、就職支援
- 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実
 - ・障害者の各ライフステージにおける学びの支援

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- 障害者の芸術文化活動への参加
 - ・特別支援学校での質の高い文化芸術の体験
- 障害者スポーツの普及及びアスリートの育成強化
 - ・パラリンピック等のアスリートの育成強化

11. 国際社会での協力・連携の推進

- 国際的協調の下での障害者施策の推進
- 文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進
 - ・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

第4次障害者基本計画 主な成果目標

< 安全・安心な生活環境の整備 >

指標	現状値 (直近値)	目標値
一定の旅客施設の バリアフリー化率 ^(注1)	87.2% (段差解消) (2016年度)	約100% (同左) (2020年度)
ノンステップバスの導入率 (注2)	53.3% (2016年度)	約70% (2020年度)
福祉タクシーの導入台数	15,128台 (2016年度)	約28,000台 (2020年度)

(注1) 1日当たりの平均的な利用客数が3000人以上である全ての旅客施設のうち、バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準に適合するものの割合
(注2) 公共交通移動等円滑化基準の適用除外の認定を受けた車両は母数から除外

< 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 >

指標	現状値 (直近値)	目標値
対象番組の放送時間に 占める字幕放送時間の 割合	97.4% (NHK総合) 99.5% (民放キ-5局) (2016年度)	100% ^(注3) (NHK総合・民放キ-5局) (2022年度)

(注3) 対象時間を1日当たり17時間から18時間に拡大した上で100%

< 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 >

指標	現状値 (直近値)	目標値
障害者差別解消法の 地域協議会の組織率	37.8% (一般市町村) (2017年4月)	70%以上 (同左) (2022年度)

< 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 >

指標	現状値 (直近値)	目標値
発達障害者支援地域 協議会の設置率	87% (都道府県・政令市) (2016年度)	100% (同左) (2022年度)
地域生活支援拠点 ^(注4) を 整備している市町村又は 障害福祉圏域の数	37市町村9圏域 (2017年4月)	全ての地域 (2020年度)

(注4) 居住支援のための機能 (相談、緊急時の受入等) を担う拠点

< 保健・医療の推進 >

指標	現状値 (直近値)	目標値
精神病棟での1年以上の 長期入院患者数	約18.5万人 (2014年度)	14.6~15.7万人 (2020年度)
都道府県の難病診療 連携拠点病院の設置率	〔2018年4月から新たな 医療提供体制を整備〕	100% (2022年度)

< 雇用・就業・経済的自立の支援 >

指標	現状値 (直近値)	目標値
一定規模以上の企業で 雇用される障害者数	49.6万人(50人以上) (2017年6月)	58.5万人(43.5人以上) (2022年度)
障害者就労施設等の 物品等優先購入実績	171億円 (2016年度)	前年度比増 (~2022年度)

< 教育の振興 >

指標	現状値 (直近値)	目標値
個別の指導計画等の作成を 必要とする児童等のうち、 実際に個別の指導計画等が 作成されている児童等の割合	81.9% (指導計画) 75.7% (教育支援計画) (2016年度)	おおむね100% (2022年度)
障害学生の就職先開拓、就職 活動支援を行う大学等の割合	21% (2016年度)	おおむね100% (2022年度)

< 文化芸術活動・スポーツ等の振興 >

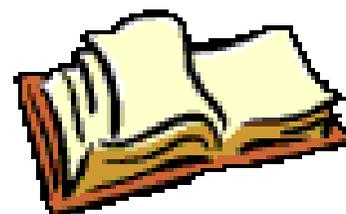
指標	現状値 (直近値)	目標値
障害者の週1回以上の スポーツ実施率	19.2% (成人) 31.5% (若年層) (2015年度)	40%程度 (成人) 50%程度 (若年層) (2021年度)
パラリンピック競技大会に おける金メダル数	0個 (夏季) (2016年) 3個 (冬季) (2018年)	過去最高の金メダル数 (夏季2020年, 冬季2022年)

4. 好事例集の概要

地域生活支援拠点等の整備に関する 実態調査

(平成27年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査 (平成29年度))

【好事例集】の概要



I. ヒアリングの概要

1. ヒアリングの概要

- 平成29年4月1日時点で整備済の自治体等を中心に、地域生活支援拠点等を地域の实情に応じて整備し、上手く活用している自治体・圏域について、その整備における工夫や活用方法等のヒアリングを行った。
(ヒアリング時期：平成29年7月～10月、対象自治体等数：25自治体等)

2. ヒアリング対象自治体・圏域、整備類型

【内訳】多機能拠点整備型：3 面的整備型：16 併用整備型：6

No	自治体・圏域名	整備類型	No	自治体・圏域名	整備類型
1	東胆振圏域(北海道/苫小牧市・白老町・厚真町・安平町・むかわ町)	面的整備型	14	長岡市(新潟県)	併用整備型
2	塩竈市・多賀城市・松島町・七ヶ浜町・利府町(宮城県)	多機能拠点整備型	15	上越市(新潟県)	併用整備型
3	東松島市(宮城県)	面的整備型	16	北信圏域(長野県/中野市・山ノ内町・飯山市・木島平村・野沢温泉村・栄村)	併用整備型
4	会津若松市(福島県)	面的整備型	17	静岡市(静岡県)	面的整備型
5	栃木市(栃木県)	面的整備型	18	大府市(愛知県)	面的整備型
6	吉川市(埼玉県)	面的整備型	19	堺市(大阪府)	面的整備型
7	千葉市(千葉県)	面的整備型	20	豊中市(大阪府)	多機能拠点整備型
8	柏市(千葉県)	併用整備型	21	西宮市(兵庫県)	面的整備型
9	新宿区(東京都)	併用整備型	22	新見市(岡山県)	面的整備型
10	八王子市(東京都)	面的整備型	23	松山市(愛媛県)	面的整備型
11	川崎市(神奈川県)	多機能拠点整備型	24	福岡市(福岡県)	併用整備型
12	小田原市(神奈川県)	面的整備型	25	大分市(大分県)	面的整備型
13	厚木市(神奈川県)	面的整備型			

3. 整備の検討経緯、整備時の工夫

【整備の検討経緯】

●平成26年に国が示した基本指針をもとに検討

第4期障害福祉計画（平成27～29年）に整備目標を盛り込み、具体的な検討を実施

●当事者家族からの要望により検討

知的障害者の親から、親亡き後の自立した生活への支援や緊急時の受け入れ・対応への希望を受け、検討している自治体もある

【（地域自立支援）協議会の活用】

●（地域自立支援）協議会を検討の場や周知の場として活用

- ・既存の部会（相談部会等）を活用したり、協議会の中に「**地域生活支援拠点等の検討を行うプロジェクトチーム・部会**」を新たに組成
- ・地域自立支援協議会を通じて、地域生活支援拠点等の機能や役割等、体制づくりの検討、地域事業所等への説明会等を実施

【地域の資源、実情の把握・分析】

●アンケートやヒアリングによる把握

アンケートや関係者からのヒアリングにより、地域における課題の洗い出しや、地域資源の不足・拡充が必要な機能などを把握

【整備時の工夫】

●比較力的ある法人を中心に整備

その法人の資源を活用しながら体制を整備し、徐々に自治体全体での体制づくりを行っている

●段階的に整備

一度に5つの機能の整備が難しかったり、全障害への対応が難しい自治体は、**段階的に整備**

●多機能拠点整備型から市内全域へ展開

多機能型で整備している自治体でも、**多機能型の地域生活支援拠点等で事業を完結せず、市内全域の事業所と連携を図りながら展開している**ところもある

●エリア別に整備

人口規模の大きい自治体は、**エリア別・区別に整備**していく方針のところもある

●既存の社会資源を活用

基幹相談支援センター等が既存の社会資源をコーディネートしているところもある

4. 必要な機能についての取組みの特徴

① 相談

●ワンストップの相談窓口、初期対応の相談窓口

- ・障害種別に関係なく誰でも利用できるワンストップの相談窓口の機能を持っているところもある
- ・実際のサービスにつなぐまでの対応や困難事例への対応を担うところもある
- ・基幹相談支援センターが中心となり困難事例の対応を担うところもある

●要支援者の把握や事前登録など緊急時への備え

緊急時に支援が見込めない世帯を事前に把握するため、台帳の整備や、事前登録制を行い、緊急時用の計画策定を促す

●早朝・夜間、休日への対応の整備

- ・夜間休日は、職員が携帯電話を持ち対応していたり、同一法人の夜勤者が第一対応し、地域生活支援拠点等職員等につなげている
- ・その他、自治体や基幹相談支援センターが対応しているところもある

② 緊急時の受け入れ・対応

●事前登録制でスムーズな受け入れ

- ・障害種別によっては急な受け入れが難しい場合もあるため、事前登録制や、通いなれた事業所での受け入れ等など、利用者の情報等を把握できる体制を整備
- ・その他、サービス等利用計画作成時に、緊急時の対応について明記しておくことで、緊急時にスムーズに支援が行えるようにしているところもある

●短期入所等の活用

短期入所等の空床を確保することで緊急時の対応がスムーズに行えるようにしているところもある

●受け入れ後の次の支援への移行

受け入れ後、一定期間内に各支援者による会議等を開催し、次の支援の対応を図るところもある

●医療との連携

医療的ケアが必要な障害者への対応として、病院と連携して緊急時に受け入れているところもある

●行政の事務局設置による緊急時対応の整備

地域生活支援拠点等に行政の事務局を設置し、「緊急連絡体制」を整備したり、市内の事業所に「緊急対応支援員」の協力依頼を行い、緊急時対応における地域づくりを行っているところもある

4. 必要な機能についての取組みの特徴(つづき)

③ 体験の機会・場

● 今後の生活について考えてもらうきっかけとして利用を勧める

障害者本人や家族に今後の生活について考えてもらうきっかけの一つとして、日常の支援を通じて体験等を勧めるところもある

● 既存のグループホームなどを活用

地域生活支援拠点等で生活体験等ができる機能を持たせて、当該圏域内のグループホームなどで対応しているところもある

● 日常生活を体験できるところもある

調理、洗濯、入浴などの日常生活を切り出して体験できたり、親元から離れる経験のための宿泊体験ができるところもある

④ 専門的人材の確保、養成

● 相談機能の充実のための研修強化

- ・相談機能の充実のため、事業所の職員の研修を強化
- ・自治体によっては、事業所の職員に研修費の助成を行っているところもある

● 専門的ケアへの対応のための研修の充実

医療的ケアや強度行動障害など、特に専門的ケアが必要な障害については、職員の資質向上のため、積極的に勉強会や研修会等を開催。例えば、OJTによる研鑽や、体験利用者への支援を通じて、実務研修を行っているところもある

● 当事者による支援の活用

拠点内でピアヘルパーやピアカウンセラー等の養成を行っているところもある

⑤ 地域の体制づくり

● 協議会の活用

拠点等の整備、運営のために、協議会の部会に「地域生活支援拠点等部会」を設置し、事例検討を行う等の対応を行っているところもある

● ネットワークの形成

- ・相談支援事業所間や、自治体内の事業所、医療機関、その他の関係機関とネットワーク化を図っているところもある
- ・その他に、学校、地域包括支援センター、民生委員、町内会などの地域団体等と連携して地域で障害者を見守るネットワークづくりを行っているところもある

● 地元¹に立地する大学との連携強化

地元¹に立地する大学の学生のフィールドワークとして、地域活動に取り組んでいたり、現場実習の場、地域との交流活動の場として提供するなど連携を図っているところもある

⑥ その他

● 居住支援事業（独自事業）の充実

民間アパート・下宿等の地域資源を活用し、「障害のある方が入居できる居住一覧」を作成し、積極的に障害者の一人暮らしの支援をしているところもある

● 就労支援の充実

併設施設に就労継続支援の事業所があったり、就労に関する相談員が同一建物にいて、就労支援を行っているところもある

● 自治体の見守り体制の整備

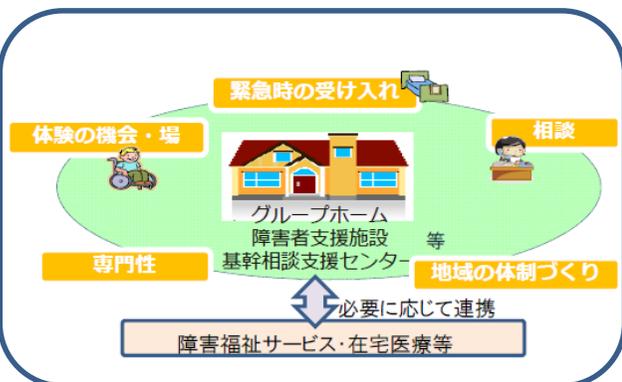
支援が必要と思われるサービス未利用者に対して、登録制で見守り事業を実施

● 都道府県の整備に向けての積極的な関与

圏域単位で整備を行なう地域において、協議会に参加して進捗管理を図る等、都道府県の積極的な関与があり進んでいるところもある

5. 好事例から見る地域生活支援拠点等のイメージ図

●多機能拠点整備型



●面的整備型



傾向・特徴

●比較的力のある法人を中心に整備

- ・もともと地域でさまざまな事業を展開している、比較的力のある事業所が整備しているケースが多い

●ワンストップで相談から緊急対応まで可能

- ・相談から緊急時の対応まで、1か所での対応が可能であり、利用者は、相談から緊急時の対応まで同じ場所・同じ職員等が対応してくれることに安心感を感じる
- ・緊急時の受け入れ側の職員は、相談時のアセスメント情報などについて情報共有が図れ、適切な対応が可能である

今後の強化・充実のために

●ワンストップで相談から緊急対応を維持するための地域への展開（地域の協力）

- ・常に緊急時の対応ができるよう、緊急時に受け入れた障害者をできるだけ短期間で適切なサービス等につなげることが重要であり、そのためには、拠点等の機能を地域に展開できるよう地域の協力が必要となる

●相談機能の活用

- ・地域の資源等や相談と緊急対応の機能を限定活用すれば、相談機能を充実させることで、特定の地域で、障害種別ごとに対応することができる（早期にスタートしやすい）

●異なる専門性を持つ事業所間の連携

- ・それぞれの専門性のある事業所が地域生活支援拠点等となり、他の事業所と連携を図ることで、全障害に対応が可能

●地域の資源を有効に活用

- ・地域の様々な資源を有効に活用することで、既存の体制を生かした整備も可能
- ・地域の事業所がかかわることで、地域に一体感が形成される

今後の強化・充実のために

●地域ごとや障害種別ごとに完結できる体制のネットワーク化

- ・特定の障害種別で相談から緊急対応までを行い、さらに事業所間の連携を可能とするために、全体をカバーできるようネットワーク化を図る必要がある

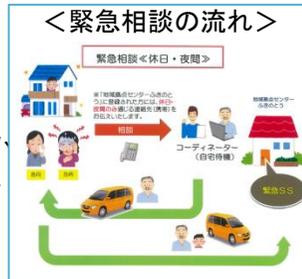
スタート時点で、核となる部分は、各自治体等の強みや市地域資源の状況によって選択するのがよいが、最終的には、多機能拠点整備型も面的整備型も、**地域全体に広く展開するためには、地域の各分野の関係機関との連携が必要**である

Ⅱ. 好事例自治体等の取組み概要(抜粋)

塩竈市・多賀城市・松島町・七ヶ浜町・利府町(宮城県)

緊急相談を、平日・日中と休日・夜間の体制を分け、既存の計画相談事業所や行政と役割分担を行う

- 県補助金を活用し、地域拠点センターを設立。2市3町でNPO法人に運営委託(基幹相談、拠点整備、緊急ショート)
- 緊急かけつけ・受け入れは、原則登録制とし、登録後の体験ショートステイ利用を条件づけ、緊急対応に備え、利用者の情報を取得
- 登録後の体験ショートステイにより、サービス未利用者の体験機会につなげる
- 緊急対応登録者で要件の合う人は、地域定着支援につなげる



栃木市(栃木県)

地域生活支援拠点等の名称を「栃木市くらしだいじネット」と、市民になじみやすいものとする

- 基幹相談支援センターを中心に常時・緊急時いずれも対応できる体制を整備
- 「緊急時の受け入れ・対応」を優先的に整備。輪番制による緊急短期入所の受け入れ体制を確保。また、緊急時の受け入れは登録制とし、利用者の情報を事前に収集することでリスクを軽減
- 体験短期入所事業(市独自事業)を通じ、利用者の不安や受入側の負担を軽減
- オンラインストレージ「とちぎシェアネット」で事業所の空き情報を常時共有
- (自立支援)協議会の中に「医療的ケアグループ」を新たに設置し、医療的ケアの支援体制を確保

東松島市(宮城県)

市内全域を対象とする3か所の基幹相談支援センターが身近な相談場所となり、コーディネーターの役割を担う

- 喫緊の課題であった「緊急時の受け入れ」に対し、仮設住宅の取り壊し時に、仮設住宅の入居者の住み替えのためのグループホームと緊急時の受け入れ場所(緊急保護室)を備えた建物を、地域生活支援拠点等施設として建設
- 各基幹相談支援センターが緊急時の判断と対応をスムーズに行えるよう、市独自のマニュアル類を作成中
- 市の規模からすべてに対応できないため、石巻圏域内や県との連携が必要である(医療的ケア、強度行動障害、重度障害者など)

千葉市(千葉県)

地域(緑区)と障害種別(知的)を限定したスモールスタート
⇒ 検証後、地域や障害種別を順次拡大

- スモールスタートで四半期毎に事業の検証を行うことで、新たな課題に対するスピーディな事業の見直しが可能
- 「緊急時の一次受け入れは市が確保する空床で、長期化対応は市内の短期入所」という緊急時の段階別対応を検討中
- 障害福祉サービス未利用者の緊急時や親亡き後の備えとして、見守りを実施。啓発や体験、障害福祉サービスの利用を勧奨
- 相談支援専門員が多様な支援を提案出来るようインフォーマルなサービスの活用に関する研修を実施
- 障害者の高齢化に備え、介護関係者との連携を積極的に実施

Ⅱ. 好事例自治体等の取組み概要(抜粋)

北信圏域(長野県/中野市・山ノ内町・飯山市・木島平村・野沢温泉村・栄村)

多機能型の前身ができていた長年の実績がある法人を地域生活支援拠点等として、緊急対応コーディネーターを配置基幹相談支援センターに地域安心コーディネーターを配置し、地域生活支援拠点等を補完するもう一つの核として機能

- 事前登録者への緊急相談・駆けつけ支援は生活支援拠点等が、事前登録者以外の緊急相談は基幹相談支援センターが対応
- 2市1町3村で「ハイリスク者登録台帳」(サービスにつながっていないが緊急時対応が想定される人)を整備し、地域安心コーディネーターを中心に、地域の支援体制を構築していく予定
- 地域生活支援拠点の整備にあたっては、長野県が積極的に関与(県内の他の圏域も同様)

新見市(岡山県)

誰でも利用できるワンストップの相談窓口「ほほえみ広場にいみ」(障害者地域活動支援センター)
同一建物内の各事業所(精神科医療、地域活動支援センターⅢ型、日中一時支援、児童発達支援、放課後等デイ、就労支援など)と日常的に連携し緊急時は迅速に対応
「ほほえみ広場にいみ」は地域の拠点としても開放

- 「ほほえみ広場にいみ」を拠点に適切な支援につなげていく連携体制
- 緊急時には短期入所を空床型(医療型含む)で確保、相談支援専門員も配置
- 協議会の開催頻度が高い各部会を通し、関係機関との連携を構築
- 警察とも情報連携し、緊急時に迅速に対応
- 相談支援ファイルの積極的な活用で保護者、学校と連携

西宮市(兵庫県)

自立支援協議会の部会等で、課題や不足する機能等を協議地域生活支援拠点等(地域共生館(ふれぼの))に相談体制を強化するとともに、体験の場を盛り込む。その他の機能は既存の資源を活用

- 基幹型相談支援センターが相談事業所を全面的にバックアップし、西宮市独自の「本人中心支援計画」を作成
- 支援開始後早期から体験等を促し、緊急時の対応に備える体制を整備。体験利用を通じて支援者の研鑽も行う。
- 宿泊体験の場として「自立生活準備室」(2室)を設置。单身生活等の自立生活希望者に貸し出す
- 市内全体での面的整備だが、市内の各事業者の位置づけを明確にすること、周知・協力体制の強化が今後の課題
- 近隣大学と福祉人材育成や、地域活動、地域課題の研究で連携

松山市(愛媛県)

北部、南部、市全域に対応する3か所のワンストップの相談支援を地域生活支援拠点等とする面的整備

- 3施設で時間外の相談対応を携帯電話で実施
- 松山市精神障害者地域生活チャレンジ事業(市事業)を実施し、精神障害者の地域移行を促進
- 相談支援事業所と3施設間の積極的な協力体制により、緊急時の受け入れがスムーズ
- 地域生活支援拠点等の母体法人がもつ幅広い施設等や地域性、ネットワーク、市の協力により、面的整備としての連携も充実
- 3施設独自の勉強会、3施設合同のケース検討会議や職員の研修会、意見交換会などにより、3施設を中心に地域の福祉力を向上

5. 参考資料

(必要な機能に係る予算・報酬等について)

地域移行のための安心生活支援

事業概要

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活への移行や定着のための支援体制を整備する。

※市町村地域生活支援事業(任意事業)として実施 【平成23年4月創設】

具体的事業

居室確保事業 (緊急一時的な宿泊・体験的宿泊)	緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室を確保する。
コーディネート事業	地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置する。

※経過的取扱い

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活への移行や定着のための支援策を盛り込んだプラン(地域移行推進重点プラン)を作成し、これに基づき実施する以下の事業については、平成24年4月の障害者自立支援法の一部改正により創設された「地域移行支援」、「地域定着支援」の実施体制が整備されるまでの間、経過的に実施できるものとする。

緊急時相談支援事業	夜間や休日も含めた緊急時の対応や相談等を行う。
緊急時ステイ事業	緊急一時的な宿泊場所を提供する。
地域生活体験事業	地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供する。

実施状況

実施自治体数:40(2.3%) (出典:平成28年度 事業実績報告)

都道府県・市町村協議会の活用による地域生活支援拠点等の整備

【都道府県地域生活支援事業(任意)】 障害者の地域生活の推進に向けた 体制強化支援事業

＜目的＞
都道府県における広域的な観点での取組や、地域に密接に関係する市町村への助言や情報提供等を通じて、障害者のニーズを的確に把握し、地域で障害者を支える体制の構築を行う。

＜事業内容等＞
①支援体制の構築のための協議・調整 ②協議会や基幹センターに関する好事例収集 ③社会資源の開発のための会議実施 ④協議会の取組に関する情報発信
＜実施主体＞ 都道府県
＜補助率＞ 国1/2以内

＜都道府県(自立支援)協議会＞

各地域協議会における課題の共有
各地域の先進的取り組みの共有

助言

報告

＜市町村(自立支援)協議会＞

地域での
協働・連携

地域資源の開発
支援体制の整備

課題の共有・協議

事務局機能

基幹相談支援センター

報告

助言

助言

報告

＜サービス担当者会議＞

＜サービス担当者会議＞

個別事例からの地域課題抽出
地域課題を協議会へ報告

地域(自立支援)
協議会

地域(自立支援)
協議会

【市町村地域生活支援事業(任意)】 協議会における地域資源の開発・ 利用促進等の支援

＜目的＞
協議会において、先進的な地域資源の開発利用促進等に向けた取組を行い、障害者への総合的な地域生活支援の実現を図る。

＜事業内容例＞
①ニーズ調査や先進事例の収集、地域住民等への啓発
②関係者の総合的な調整や連携ができる体制整備 他
＜実施主体＞ 市町村
＜補助率＞ 国1/2以内 都道府県1/4以内

平成30年度報酬改定新設 【計画相談支援(加算)】 地域体制強化共同支援加算

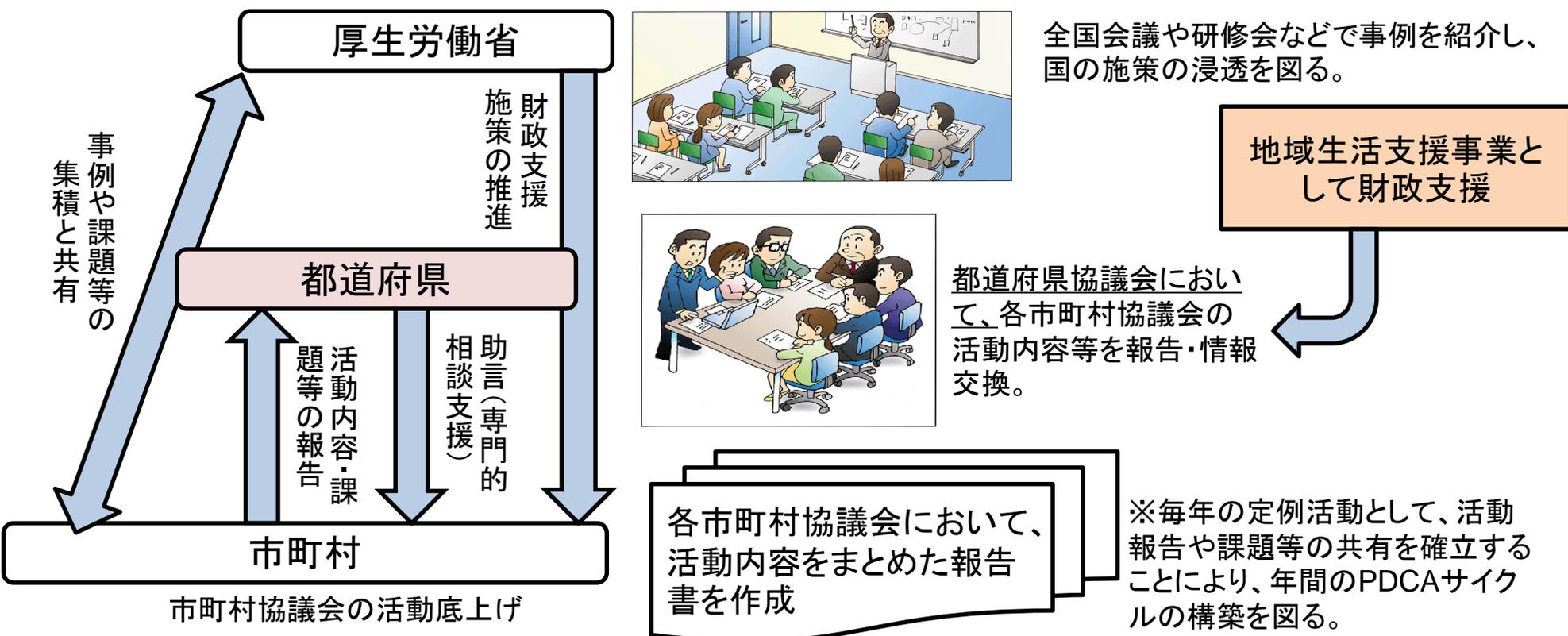
地域生活拠点等である特定相談支援事業者が、支援困難事例等について、課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応し、協議会等に報告する。

＜報酬単価＞ 2,000単位(1月に1回を限度)

「障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業」について

(平成29年度～)

- 各市町村協議会の活動状況について、各都道府県が適切に把握する体制を構築するため、都道府県協議会において管内市町村協議会の具体的な活動内容等についての報告を行う場を設けるとともに、**協議会活性化の参考となる事例等の集積や市町村間での情報交換等を行うことを推進**する。
- 厚生労働省においても、推進すべきと考えられる施策に沿った先駆的事例を各都道府県を通じて把握し、全国会議などの機会を通じて紹介を行うことで、当該施策の推進を図る。



○協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援

予算額:地域生活支援事業の内数

(事業概要)

障害児者の社会参加を進めるためには、地域の課題の解決や社会的資源の開発・活用が必須であり、地域の理解の促進や関係機関のネットワークが強化される必要があることから、市町村協議会において、先進的に地域資源の開発・利用促進等に向けた取組の支援を行い、障害児者への総合的な地域生活支援の実現を目指す。

1 事業内容

地域資源を総合的に活用して、障害児者の社会参加に向けた支援の体制を構築するため、市町村協議会における地域資源の開発・利用促進等に向けた取組に係る事業について助成する。

【事業例】

- ① 社会的資源の開発に向けて、障害児者のニーズ調査や先進例の情報収集、商工会議所・地域住民等への啓発の実施、
- ② 円滑な医療、教育、福祉サービスの提供や様々な地域資源を複合的に提供するため、コーディネーターを配置の上、相談支援専門員と連携のもと、関係者間の総合的な調整やチームアプローチを実施
- ③ 児童発達支援センターや保育所等関係機関が連携し、障害児の特性や家族の情報を早期に発見し、一般施策も含めた支援に繋げるための仕組みの構築
- ④ 医療機関、教育機関の専門職等も含めた多職種による、サービス等利用計画や個別支援計画の評価・助言の実施

2 実施主体 市町村

3 補助率 国1/2以内、都道府県1/4以内

(効果)

各市町村において新たな社会的資源が開発され、障害児者の自立した生活や、社会参加が推進されるとともに、障害児者により適切なサービスを効率的に提供することが可能となる。

平成28年度「協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援(地域生活支援事業)」の取り組み状況

実施自治体 (都道府県)	取り組み内容
釧路市 (北海道)	身体・知的・精神障がい者等の中から2,100名を調査対象として抽出し、障がいの生活実態や障害福祉サービスのニーズを把握するためアンケート調査を実施。また、回答内容を集計・分析し、社会的資源の開発や障がい福祉施策等の推進に向けて、今後の障害福祉サービス等に対するニーズを精査し、調査結果報告書を作成する。
美里町 (宮城県)	障害者への地域生活支援を充実させるため、障害福祉サービス従事者の質の向上を図る研修会を開催する。自立支援協議会で出た課題をテーマにした研修会を行うことで、自立支援協議会の機能を強化し、地域の課題を解決していく。
東海村 (茨城県)	障がい福祉担当課に協議会事務局を置き、委員を任命し、協議会を組織・運営している。相談支援事業や協議会にて開催する地域意見交換会等から抽出された課題に対して、地域資源開発や利用促進等を含む地域の支援体制整備について、主に専門部会において協議し実施する。
川口市 (埼玉県)	当事者・家族・事業所・団体・行政機関・地域等のネットワークを作成する。個別の相談により、地域のニーズを把握する。他会議や関係機関の情報交換、当事者・家族・職員等を対象とした研修、普及啓発を行う。
志木市 (埼玉県)	地域自立支援協議会のうち、ビジョン部会と暮らし部会の2つの部会を立ち上げ、地域課題の抽出や社会資源の開発等について協議している。全体会年間2回、各部会年間5回程度開催予定。ビジョン部会は、市の計画や社会資源の開発、暮らし部会は、市の地域課題の抽出と事業所間の連携、課題共有等を行っている。
葉山町 (神奈川県)	障害者等の地域生活を支えるためのネットワークとして構築された自立支援協議会で、障害者等が日常生活の中で感じる困り感や、支援者が日頃感じる支援の難しさ等の課題を共有し、課題解決に向けた障害者等との交流事業や支援者の理解・啓発事業等を検討・実施する。
山ノ内町 (長野県)	自立支援協議会の部会活動の充実と協議会の安定化を図るために、フォーラム等を開催する。
上板町 (徳島県)	効果的な支援体制の構築を図るため、協議会の各部会においてニーズ調査の実施や各分野の研修、啓発用ポスターや資料の作成などを行う。
中津市 (大分県)	第4期障がい福祉計画の進捗状況と次期障がい者福祉計画及び障がい福祉計画策定に備えて、障がいの実際の生活状況や障がい福祉サービスの満足度、災害時の困りごとなどを把握することを目的に、障がい者(児)の中から3,500名を無作為抽出し、アンケート調査を実施する。
宮崎市 (宮崎県)	自立支援協議会では、5つの部会(就労支援部会、医療的ケア支援部会、子ども支援部会、暮らし支援部会、地域移行支援部会)や、2つのプロジェクト(福祉のまなびサポートプロジェクト等)を設置し、障害のある方々のよりよい生活について協議を重ねながら、成果物作成やシンポジウムの開催等を行い、誰もが住みやすいまちづくりを実現していく。
薩摩川内市 (鹿児島県)	自立支援協議会専任職員を配置し、各専門分野において把握した地域課題の解決に向けた地域資源の開発・利用推進に向けた取り組みを行う。また、関係機関が連携した支援ができるよう調整し、チームアプローチができる体制を構築する。

地域生活支援拠点等相談強化加算の考え方について (拠点等の相談の機能の評価に係る計画相談支援と地域定着支援における関係性(整理))

【計画相談支援】

利用対象:

【サービス利用支援】

- ・サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成
- ・支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成

【継続サービス利用支援】

- ・サービス等の利用状況等の検証(モニタリング)
 - ・事業者等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨
- ※ 拠点等の相談の機能の評価については、地域定着支援を**利用して**おらず、緊急的な受け入れが必要な方を対象。

(対象例)

- 単身の障害者で普段は緊急対応を要さないため**地域定着支援の支給対象にはならなかったが、**
 - ・家族、第三者からの権利侵害、虐待等により一時的に緊急短期入所の対応を要した。
 - ・精神障害による病状悪化のため一時的に緊急短期入所の対応を要した。

地域生活
支援拠点等
相談強化加算

特定事業所加算(※体制加算)

(算定要件)

- ・24時間連絡体制の確保
- ・全ての相談支援専門員に対して研修を実施していること等

拠点等の相談の機能 の評価(※個別支援加算)

- 緊急時におけるケアマネジメント(受入機関の調整等)に対する評価(地域定着支援利用者は除く)

基本報酬

- サービス利用計画支援費
 - ・・・「サービス等利用計画」を作成するのに要する費用
- 継続サービス利用支援費
 - ・・・モニタリング等「サービス等利用計画」の見直しに要する費用

【地域定着支援】

利用対象:

- 常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う。
- ※ 地域定着支援における緊急時支援費は、地域定着支援を**利用している中で**、緊急的な受け入れが必要な方を対象。

基本報酬

- 体制確保費
 - ・・・常時の連絡体制の確保に要する費用
- 緊急時支援費
 - ・・・従業者による直接的な支援(訪問、一時的な滞在等)に要する費用

類似の支援を行った場合の報酬上の評価として、並列で記載。

サービス担当者会議実施加算と地域体制強化共同支援加算の考え方(整理)について

○ 上記の2つの加算については、評価の対象などが異なるものである。

	サービス担当者会議実施加算	地域体制強化共同支援加算
実施中心事業者	特定相談支援事業者	特定相談支援事業者
対象者	計画相談支援利用者	計画相談支援利用者
加算単位 (算定回数)	100単位 (利用者1人につき、1月に1回を限度)	2,000単位 (1月に1回を限度)
地域生活支援拠点等の機能の必要性	不要	必要
評価対象	モニタリング時において、必要に応じて行われるサービス担当者会議の実施手続きや調整に係る負担を評価。 ※対象利用者が支援困難事例である必要はない。 ※基本報酬で対象としていない部分を評価。	当該事業所における支援困難事例を中心に、支援関係者が会議により情報共有及び支援内容を検討し、共同した対応を実施すると共に、地域課題を整理し協議会等に報告することを評価。 ※(基本的に)支援困難事例を対象。 ※拠点等の機能面を評価。
加算の目的・効果	モニタリング時にもサービス担当者会議を実施し、詳細な情報共有並びに各支援の評価および検討、調整を行うことで、ケアマネジメントの効果を高める。	支援困難事例への対応強化と事例の蓄積による拠点等の機能強化を通じて、地域の課題解決能力(地域アセスメント)の向上を図る。
評価対象期間	利用者に付随する期間	月1回(利用者には付随しない)
会議参加者 イメージ	 <p>※ 利用者を取り巻く関係者</p>	 <p>※ 利用者を取り巻く関係者＋地域生活支援拠点等支援者</p>

地域生活支援拠点等の整備促進について（通知）【概要】

平成29年7月7日

趣旨

- 地域生活支援拠点等の整備促進を図るため、目的、必要な機能等、市町村・都道府県の責務と役割を周知・徹底する。

1 目的

- 拠点等は、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、具体的に2つの目的を持つ。

(1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用

⇒ 地域における生活の安心感を担保する機能を備える。

(2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からGH、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備

⇒ 障害者等の地域での生活を支援する。

2 必要な機能等

- 拠点等の機能強化を図るため、5つの機能を集約し、GHや障害者支援等に付加した「多機能拠点整備型」、また、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」等、地域の実情に応じた整備を行う。（例：「多機能拠点整備型」+「面的整備型」）

(1) 必要な機能

⇒ ①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり

- ※ 原則、5つの機能全てを備えることとするが、地域の実情を踏まえ、必要な機能やその機能の内容の充足の程度については、市町村が判断する。

2 必要な機能等

(1) 必要な機能(具体的な内容)

① 相談

○ 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

② 緊急時の受け入れ・対応

○ 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③ 体験の機会・場

○ 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

④ 専門的人材の確保・養成

○ 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

⑤ 地域の体制づくり

○ 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

※ 医療的ケアが必要な障害者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化、緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。

※ 5つの機能以外に、地域の実情に応じた機能を創意工夫し、付加することも可能。

(例:「障害の有無に関わらない相互交流を図る機能」、「障害者等の生活の維持を図る機能」等)

(2) 運営上の留意点

① 拠点等において支援を担う者(支援者)の協力体制の確保・連携

支援者が拠点等における必要な機能を適切に実施するために、支援者全員が、地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有化し、協力及び連携して業務を実施しなければならない。

2 必要な機能等

(2) 運営上の留意点

② 拠点等における課題等の活用について

拠点等においては、個別事例の積み重ねから、地域に共通する課題を捉え、地域づくりのために活用することが重要である。そのため、例えば、支援者レベルの検討会を開催し、蓄積された事例を集約し、市町村が設置する協議会の部会等の場に報告することが必要である。

③ 拠点等に必要な機能の実施状況の把握

市町村は、拠点等に必要な機能が適切に実施されているかどうか、定期的に又は必要な時に、例えば、市町村が設置する協議会の部会等の場を活用して、拠点等の運営に必要な機能の実施状況を把握しなければならない。

具体的には、例えば以下の(ア)から(サ)に掲げる内容を踏まえながら、拠点等に係る短期・中期・長期の運営方針を定めていくこととし、その実施状況を把握する。(以下に掲げる内容は例示である。)

(運営全般に関するもの)

(ア) 拠点等の組織・運営体制・担当する区域におけるニーズの把握を行っているか

- ・ 拠点等の整備方針の基本理念の検討、関係者間の共有化が図られているか

(イ) 地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

- ・ 重度、高齢化、独居世帯等の障害者等の生活状況の確認を行っているか

(ウ) 障害福祉サービス等事業所・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク(地域社会との連携及び専門職との連携)構築の方針

- ・ 障害者等や地域住民を含め地域の関係者を集めて、協議会で把握した地域の課題を共有するための勉強会やワークショップ等を開催しているか

(エ) 個人情報の保護

- ・ 支援者間において、市町村が定める個人情報保護の規定を踏まえた対応が図られているか

(オ) 利用者満足の上

- ・ 相談や苦情に適切に対応できる体制となっているか

(カ) 公正、公平性・中立性の確保

- ・ 公正、公平性・中立性の観点から、適切に障害者等の受け入れを行っているか

(個別機能に関するもの)

(キ) 相談

- ・ 障害者等やその家族の相談には各制度とも十分に連携しながらワンストップで対応しているか

(ク) 緊急時の受け入れ・対応

- ・ 「緊急時」の定義付けを行い、緊急時の対応(定義外の対応を含む。)について、具体的な方法を定めているか

(ケ) 体験の機会・場

- ・ 空き家・公民館等を最大限活用しているか

(コ) 専門的人材の確保・養成

- ・ 障害者等の重度化・高齢化に対応できる人材を確保・養成するため、専門的な研修等の機会を確保しているか

(サ) 地域の体制づくり

- ・ 地域の多様な社会資源の開発や最大限の活用を視野に入れた必要な体制を構築しているか

2 必要な機能等

(2) 運営上の留意点

④ 各制度との連携

拠点等は、障害者等の地域での生活を支援することを目的としているため、地域における障害福祉以外のサービス等との連携体制の構築が重要であるため、各制度とも十分に連携しながら、拠点等の運営に当たる必要がある。

(3) 拠点等の整備に係る区域(担当区域)の設定

拠点等の整備に係る区域(担当区域)については、市町村の人口規模、業務量、運営財源や専門職の人材確保の状況、地域における日常生活圏域等との整合性に配慮し、効果的・効率的に業務が行えるよう、市町村の判断により担当区域を設定するものとする。

3 市町村・都道府県の責務と役割

(1) 整備に向けた取組

- ・ 拠点等は、「基本的な指針」において、平成29年度末までに市町村等に少なくとも一つ整備することとしているが、必ずしも整備に向けた取組が進んでいない状況である。
- ・ このため、第五期障害福祉計画においても引き続き同様の整備目標を掲げるが、第四期障害福祉計画の期間中に拠点等の整備を行わなかった市町村等においては、既に整備が進んでいる地域の事例等も参考としながら、地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行い、積極的な整備を進める必要がある。
- ・ なお、拠点等の整備がなされたか否かについては、市町村における必要な機能等を踏まえ、その実効性が担保されたかどうか等により総合的に判断されたい。
- ・ その際、拠点等の整備時期を明確にしておくことが必要である。例えば、協議会等の合意をもって、拠点等の整備がなされたと判断することも考えられる。そのため、「多機能拠点整備型」、「面的整備型」等の整備においては、市町村が、例えば、協議会等の必要な場を主体的に設ける必要がある。
- ・ また、「面的整備型」を行うに当たって、短期入所事業所を整備することとなった場合等について、社会福祉施設等施設整備費の優先的な整備対象としてふさわしいものと考えられる。
- ・ さらに、地域生活支援事業等の「地域移行のための安心生活支援」の事業も活用いただきたい。

3 市町村・都道府県の責務と役割

(2) 必要な機能の確保・発揮に向けた体制整備に向けての留意点

市町村は、拠点等の整備の目的を達成するため、必要な機能を発揮することができるよう、拠点等の運営について適切に関与し、体制の整備に努めるものとする。

具体的には「地域生活支援拠点等の整備に際しての留意点等について」(平成28年8月26日事務連絡)において示している点に留意し行うこと。

(3) 拠点等の必要な機能の充実・強化

市町村は拠点等の必要な機能を確保・発揮することと併せて、拠点等において必要な機能を充実・強化することができるよう、その関与に努めるものとするが、具体的には以下の内容に留意すること。

① 拠点等における役割分担と連携の強化

市町村等においては、地域の課題や目標を共有しながら、相互に連携する効果的な取組を推進していくことが求められる。

② 効果的な拠点等の運営の継続

(ア) 市町村の定期的な評価

・ 地域全体で支える体制を構築していくに当たっては、障害者等にとってワンストップの相談窓口機能を果たす拠点等の運営が安定的・継続的に行われていくことが重要となる。そのためには、まずは拠点等の支援者自らがその取組を振り返るとともに、整備主体たる市町村が拠点等の運営や活動に対する評価を定期的に行うことが重要である。

→ 具体的には、例えば、市町村が設置する協議会の部会等の場を活用し、利用者、家族等の関係者からの意見等も踏まえ、市町村が定めた運営方針を踏まえた効果的、効率的な運営がなされているか等について、評価を適切に行い、公正、公平性・中立性の確保や効果的な取組の充実を図るとともに、不十分な点については改善に向けた取組を行っていくことで中長期的な観点からも一定の運営水準を確保していくことが期待できる。

3 市町村・都道府県の責務と役割

(3) 拠点等の必要な機能の充実・強化

② 効果的な拠点等の運営の継続

(イ) 拠点等の取組情報の公表(普及・啓発)

・ 拠点等は、地域で生活する障害者等やその家族の身近な相談機関として、その業務内容や運営状況等を幅広く周知することにより、拠点等の円滑な利用やその取組に対する障害者等及び地域住民の理解が促進されることから、市町村は拠点等の取組内容や運営状況に関する情報を公表するよう努めることとする。その際、特に「面的整備型」の場合については、必要な機能等を包括的に明示するなど、わかりやすく伝わるように工夫いただきたい。

→ 具体的には、名称及び所在地、法人名、営業日及び営業時間、担当区域、支援員体制、事業の内容、活動実績及び市町村が必要と認める事項(拠点等の特色等)の公表を行うこととするが、この取組を通じて、拠点等が自らの取組と他の地域の拠点等の取組とを比較することも可能となり、自らの拠点等の運営の改善にもつながることが期待できる。

(4) 都道府県の役割

・ 都道府県は、管内の市町村を包括する広域的な見地から、市町村から拠点等の整備に関する検証及び検討状況等の聞き取りを行い、市町村障害福祉計画との調整を図る。また、市町村等における拠点等の整備を進めるに当たって必要な支援を行うとともに、第四期障害福祉計画の期間中に拠点等の整備が見込まれない市町村に対して、整備に向けた検討を早期に行うよう促す必要がある。必要な支援については、例えば、都道府県において拠点等の整備、運営に関する研修会等を開催し、管内市町村における好事例(優良事例)の紹介、また、現状や課題等を把握し、共有するなど後方的かつ継続的な支援を図るなどの対応が考えられる。

・ なお、平成29年度から市町村協議会の活動状況について、都道府県が適切に把握する体制を構築するため、地域生活支援事業等において、「障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業」を創設しているが、当該事業については、都道府県協議会において管内市町村協議会の具体的な活動内容等についての報告を行う場を設けるとともに、協議会活性化の参考となる事例等の収集や市町村間での情報交換等を行うことを推進することを目的としているため、必要に応じて適宜活用されたい。